

いきいきプラン八王子

八王子市地域福祉推進計画

平成22年度～平成25年度



平成22年3月

社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

はじめに



少子高齢化、核家族化や価値観の多様化により、各家庭、地域社会では、人間関係の希薄化が進み、従来、地域が持ち合わせていた支えあい、助けあいの機能が低下を招いています。

また、社会福祉を取り巻く環境も、社会福祉基礎構造改革の流れで近年大きく変化してきました。

この社会変化を踏まえて、市民をはじめ社会福祉関係者の皆さま方に、平成 21 年 6 月より検討をしていただきました「八王子市地域福祉推進計画」が、平成 22 年度からの 4 カ年を計画期間とする「いきいきプラン八王子」として、ここに完成いたしました。

今回の福祉計画策定にあたっては、市内の関係機関・団体から大勢の方々に参画をいただき、八王子市地域福祉推進計画策定委員会と作業部会を設け、積極的、且つ、精力的な議論を重ねていただきました。

この計画では、住民の皆さまが、地域の様々な機関・団体、そして八王子市社会福祉協議会と協働しながら「だれもが安心して、ともに暮らせるまちづくり」の実現を目指しています。

この計画を進めるためには、住民の皆さまが主役となって、地域内で生じた課題を、皆さま自身の課題としてとらえ、解決に向けて、本会をはじめ関係機関・団体ともども協働して、行動していくことが求められます。

私たちも、八王子市地域保健福祉計画と相互に補い合いながら協働で、この計画の推進役、そして、社会福祉法に規定されている地域福祉の中核的役割を持つ団体として、地域の皆さまと共に考え、行動し、福祉のまちづくりに取り組んで参ります。そのためには役職員が一丸となって、本計画を着実に実行し、組織・意識改革を進めて参る所存です。

最後になりますが、計画策定のためにご尽力を賜りました策定委員、作業部会員の皆さま、そして、市政モニターアンケート調査、福祉関係者アンケート調査、計画素案に対するパブリックコメント等を通じて声を寄せていただいた地域の皆さまに対して心より感謝を申しあげます。

平成 22 年 3 月

八王子市社会福祉協議会 会長 関谷和久

目 次

総 論	
第1章 計画の趣旨と概要	3
第1節 計画の趣旨	3
第2節 計画の位置付け	4
第3節 計画の期間	4
第4節 計画の推進体制と進行管理	5
1. 計画の推進体制	5
2. 計画の進行管理	5
第5節 計画の構成	5
第6節 計画の策定体制	6
第2章 社協を取り巻く現状と課題	7
第1節 八王子市の現況	7
1. 人口の推移	7
2. 在宅ひとり暮らし高齢者・ねたきり高齢者の状況	8
3. 生活保護世帯の状況	8
4. 障がい者の状況	9
第2節 市民意識調査等からみた現状と課題	10
1. 共助社会の構築	10
2. 隣近所とのつきあい方	12
3. 住民相互の協力関係	13
4. 小地域福祉活動について	15
5. 社協の認知度について	15
第1部 地域福祉活動計画	
第1章 計画の概要	19
第2章 活動の方向	20
1. 「“気づき”を分かち合う」～福祉課題を発見し、共有しよう	20
2. 「ともに考え、行動して育むまちづくり」 ～多様なネットワークで地域力を向上させよう	20
3. 「安心・安全のまちづくり」 ～相談機能の充実と防災福祉コミュニティ*づくり	21
計画の全体像	22
第3章 活動の展開（具体的な取り組み）	23
1. 住民懇談会の開催	23
2. サロン活動（高齢者・子育て・障がい者）の拡充	24
3. 小地域福祉活動の活性化	25

4. 多様なネットワークの活用.....	28
5. 地域福祉活動の担い手育成とコーディネート機能の充実.....	30
6. 見守り・相談機能の充実.....	32
7. 防災福祉コミュニティづくり.....	33
第4章 地域福祉に関する主な既存事業と活動計画.....	35

第2部 社協発展・強化計画

第1章 社協発展・強化にあたって.....	39
第1節 策定の趣旨.....	39
第2節 本会の使命.....	39
第3節 経営理念.....	40
1. 住民参加・協働による福祉社会の実現.....	40
2. 地域における利用者本位の福祉サービスの実現.....	40
3. 地域に根ざした総合的な支援体制の実現.....	40
4. 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦.....	40
第4節 組織運営方針.....	41
第5節 今計画の重点目標.....	41
1. 今計画で目指すもの・・・「〇〇しやすい社協」.....	41
2. 重点的取り組み.....	42
第2章 組織改革.....	43
第1節 社協会員制度.....	43
第2節 理事会・評議員会のあり方.....	44
第3節 部会・委員会等のあり方.....	47
第4節 指定管理者制度*への対応.....	49
第5節 事務局組織の改革.....	51
1. 新たな事務局体制.....	51
2. 権利を擁護する体制の確立.....	56
第6節 事務局拠点のあり方.....	58
第3章 人材育成.....	59
第1節 人材育成方針.....	59
第2節 人材育成の仕組みづくり.....	61
第4章 財務基盤.....	65
第1節 財務.....	65
第2節 財務管理.....	68

資料編

1. 八王子市地域福祉推進計画策定委員会.....	73
2. 八王子市地域福祉推進計画策定委員会 部会.....	76
3. 八王子市地域福祉推進計画策定委員会 調整会議.....	81
4. 用語解説.....	82

総論

第1章 計画の趣旨と概要

第1節 計画の趣旨

社会福祉法*においては、「だれもが人として尊厳を持ち住み慣れた家庭や地域の中でその人らしい安心して自立した生活が送れるよう支援する」という、社会福祉基礎構造改革*の理念を具現化するために「地域福祉の推進」などが定められています。

しかし、核家族化、未婚化の進行や離婚の増加など、個人の価値観やニーズが多様化している中で、家族機能も脆弱化しており、「自助」の基盤が弱くなってきています。

また、都市化の進展等に伴い、地域のつながりや助けあいの気持ちは今後さらに希薄化していき、「共助」の基盤も弱くなっていくことも懸念されるところです。

八王子市社会福祉協議会（以下、社協と表示）では、八王子市における地域福祉を進めていくため、平成8年3月に「ふくしみらい八王子（八王子市地域福祉活動計画）」を策定し、それを基に地域住民による福祉活動への支援やボランティア活動の推進、福祉教育及びまちづくりなどに取り組んできました。

しかし、福祉をめぐる環境が大きく変動する中で、今後もこれまで以上に地域福祉の推進役となって、「だれもが参加し、協働して支えあうまち」づくりを進め、「だれもが安心して、ともに暮らせるまち」を実現するため、地域住民や関係機関・団体と地域課題を共有し、その解決に向けた連携や協働による新たな取り組みが求められています。

そこで、地域に暮らす人達が協働して、支援を必要としている人を支えていくことを目指す仕組みをつくり、体系的・計画的に地域福祉に関する活動や事業を具体化していくため、第2期の「地域福祉活動計画」を策定するものです。

また、市民による市民のための行動計画として策定された「地域福祉活動計画」の実現のためには、その推進役となる社協自身の組織変革・意識改革が必要です。そのことを踏まえ、「社協発展・強化計画」を策定することといたしました。「社協発展・強化計画」は、その円滑な進行にあたり、時代や環境の変化に即応した法人経営のビジョンや目標を明確にするとともに、その実現に向けた事業、組織、人材、財務に関する具体的な取り組みを内外に明示するものです。

地域福祉の推進のためには、「地域福祉活動計画」と「社協発展・強化計画」が一体的に機能することが不可欠です。

そのため、これらの2計画を一体化し、「八王子市地域福祉推進計画」として、八王子市の「地域福祉」を創りあげていきたいと考えています。

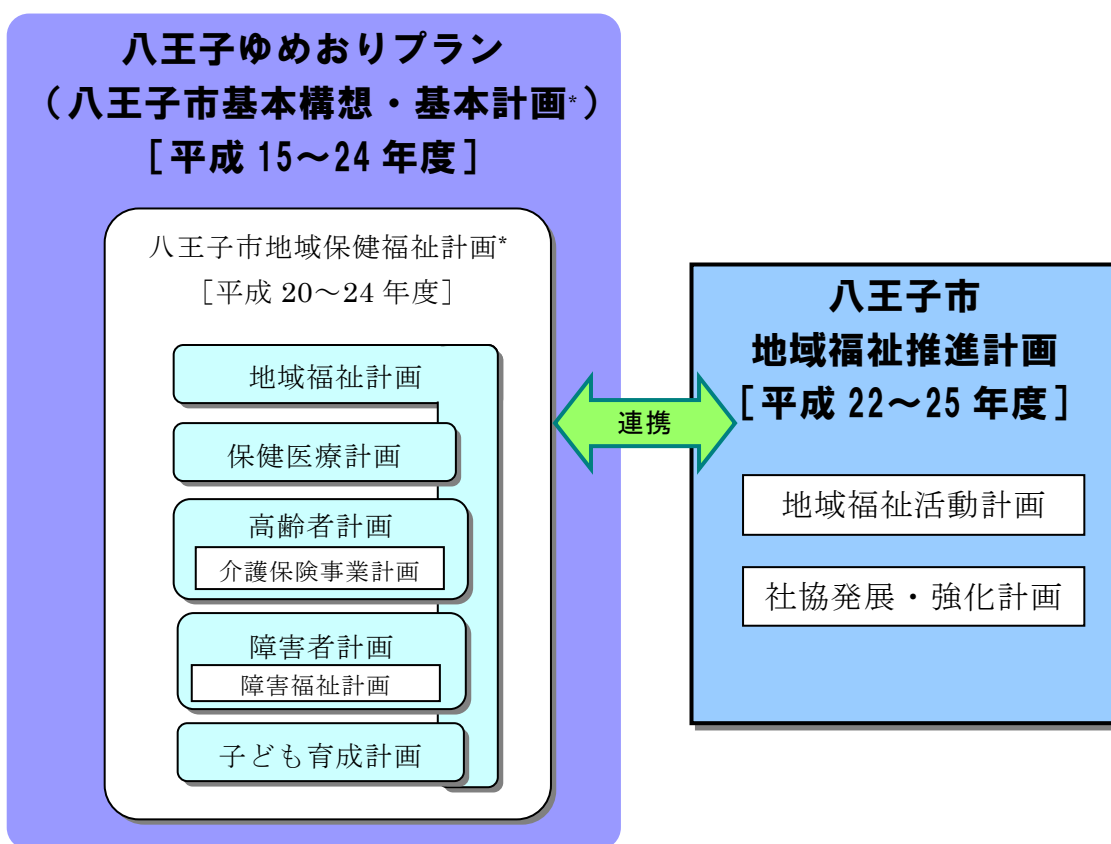
総論

第2節 計画の位置付け

八王子市では、保健医療・福祉分野の総合的な施策を進めるための基本計画である「八王子市地域保健福祉計画*」を定めています。この中の「地域福祉計画」において、地域の福祉課題に対応したサービスをどのように展開していくかについて定めており、八王子市の地域福祉を高めるための施策を進めるうえでの基本的な計画です。

「八王子市地域福祉推進計画」は「八王子市地域保健福祉計画*」と相互に補いあいながら、市と協働できる部分は協働し、地域において住民同士でお互いに協力すれば解決できることは、住民自身が解決できるまちづくりを目指します。

【計画の位置付け】



第3節 計画の期間

この計画は、平成 22~25 年度の 4 年間を計画期間とします。

第4節 計画の推進体制と進行管理

この計画の推進にあたっては、地域福祉の担い手である住民と推進機関である社協がより信頼関係を築き、一体となって取り組む必要があります。

1. 計画の推進体制

(1) 住民活動の参加の促進

市民に対して、社協だよりやホームページにより本計画を周知するとともに、住民懇談会やサロン活動*などを活用して本計画を積極的にPRし、住民の活動への参加意欲を高めます。

(2) 関連機関・団体との連携と協働

- ①住民にもっとも身近な町会・自治会との連携をより深め、住民の視点に立った活動を推進します。
- ②地域包括支援センター*の見守りネットワーク*への参画、八王子市市民活動支援センター*や八王子市高齢者活動コーディネートセンター（八王子センター元気）*ほか関連諸機関・団体と積極的に連携します。

(3) 本会体制の再編

地域福祉活動の取り組みを部門別ではなく総合的に推進できるよう、事務局体制に地域圏別担当制を導入するとともに、本会の意思決定方法や財源についても可能な限り地域圏別に支援する体制に再編します。

2. 計画の進行管理

着実に計画を推進するためには、計画の進捗状況を常に把握しながら進行管理を行い、取り組みの成果を評価することが必要です。

そのため、今回計画の策定に関わった関係機関・団体などから幅広く参画を得て、「いきいきプラン八王子推進委員会」を設置し、計画の定期的な評価、点検を行います。

また、評価・点検結果については、社協だよりやホームページで公開します。

第5節 計画の構成

この計画は、総論、第1部「地域福祉活動計画」、第2部「社協発展・強化計画」という構成となっています。

総論

第6節 計画の策定体制

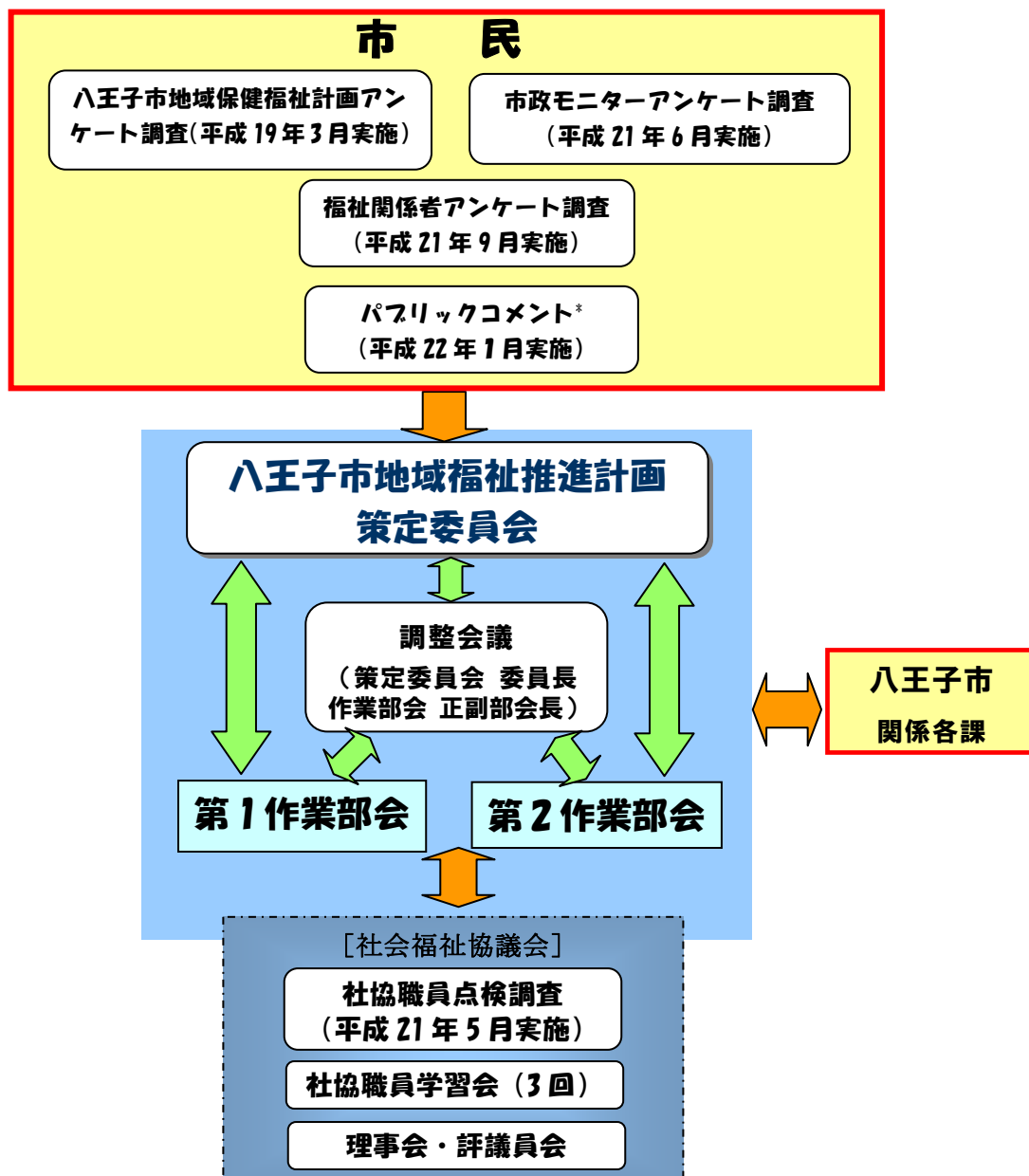
この計画は、あらかじめ選任された「地域福祉推進計画策定委員会」と「作業部会」において、課題解決のための重点計画づくりについて精力的に検討が重ねられ、最終的に社協の理事会及び評議員会において承認されたものです。

第1作業部会では、第1部の「地域福祉活動計画」、第2作業部会では第2部の「社協発展・強化計画」についての検討を行いました。

また、市民の皆さんの意見を反映させるため、平成21年6月に市政モニターアンケート調査と平成21年9月に福祉関係者アンケート調査を実施し、また社協の組織・事業運営、人材育成の点検のための社協職員点検調査を平成21年5月に実施しました。

さらに、平成19年3月に実施している、八王子市地域保健福祉計画*アンケート調査の結果も、計画策定における資料としています。

【計画の策定体制等】



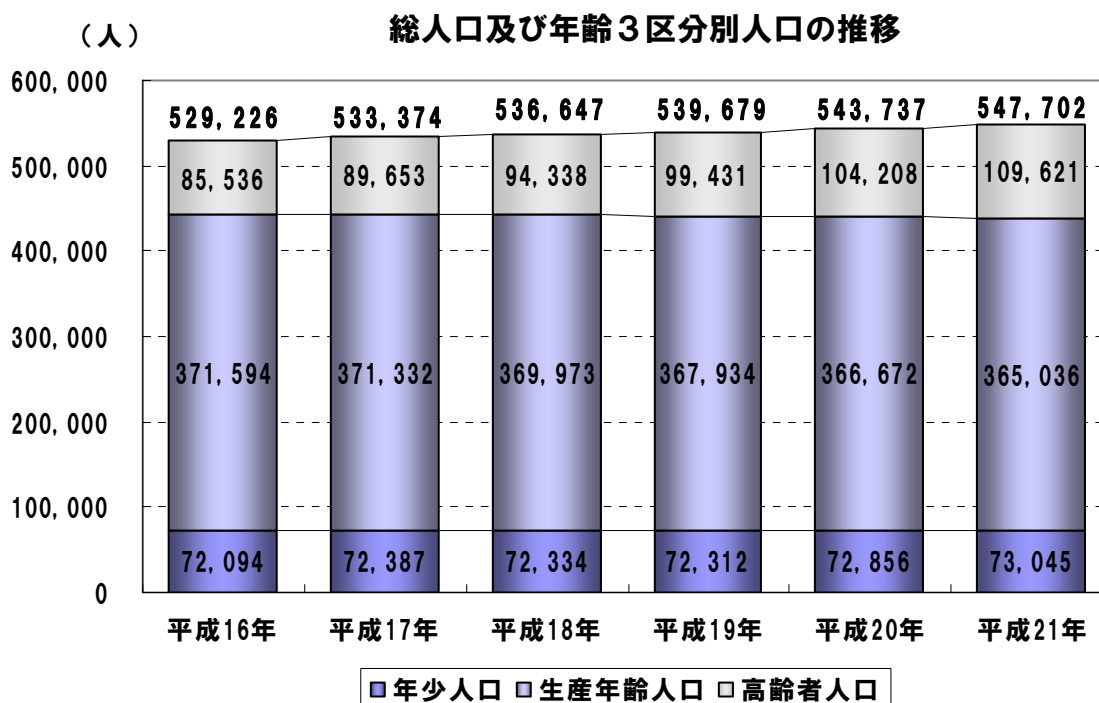
第2章 社協を取り巻く現状と課題

第1節 八王子市の現況

1. 人口の推移

八王子市の人口は、一貫して増加しており、平成16年の529,226人から平成21年には547,702人へと5年間で18,476人増加しています。

年齢3区分別人口では、特に高齢者人口（65歳以上）の増加が顕著であり、人口割合も16.2%から20.0%と大きく増加しています。



資料：各年4月1日現在
 住民基本台帳と外国人登録者数
 総人口には年齢不詳を含む。

年齢3区分別人口の割合 (％)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総人口	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口(0～14歳)	13.6	13.6	13.5	13.4	13.4	13.3
生産年齢人口(15～64歳)	70.2	69.6	68.9	68.2	67.4	66.6
高齢者人口(65歳以上)	16.2	16.8	17.6	18.4	19.2	20.0

注) 四捨五入のため、内訳の合計が100%にならない場合がある。

総論

2. 在宅ひとりぐらし高齢者・ねたきり高齢者の状況

在宅ひとりぐらし高齢者数は、年々増加しており、平成16年から平成21年までの5年間で2,648人増加し9,451人となっています。

在宅ねたきり高齢者数は、増減を繰り返しながら減少しています。

在宅ひとりぐらし高齢者・ねたきり高齢者の状況

年 度	在宅ひとりぐらし高齢者			在宅ねたきり高齢者		
	総数(人)	男性(人)	女性(人)	総数(人)	男性(人)	女性(人)
平成16年	6,803	1,589	5,214	792	286	506
平成17年	7,212	1,688	5,524	601	210	391
平成18年	7,859	1,921	5,938	612	215	397
平成19年	8,414	2,115	6,299	592	216	376
平成20年	8,752	2,220	6,532	442	155	287
平成21年	9,451	2,463	6,988	527	186	341

(注) ひとりぐらし高齢者・ねたきり高齢者は20年度までが65歳以上、21年度は66歳以上を調査

資料：各年4月1日現在

社会福祉協議会高齢者実態調査

3. 生活保護世帯の状況

生活保護世帯数は、年々増加しており、平成16年から平成21年までの5年間で2,466世帯増加し6,509世帯となっています。

世帯類型別では、高齢者世帯が、全体の4割を占めています。

生活保護世帯の状況

年 度	被保護世帯数(世帯)	世帯類型別			
		高齢者(世帯)	母子(世帯)	傷病・障がい者(世帯)	その他(世帯)
平成16年	4,043	1,831	389	1,218	605
平成17年	4,471	1,714	424	1,549	784
平成18年	5,011	1,955	524	1,644	888
平成19年	5,476	2,155	600	1,756	965
平成20年	5,803	2,339	620	1,814	1,030
平成21年	6,509	2,603	697	1,961	1,248

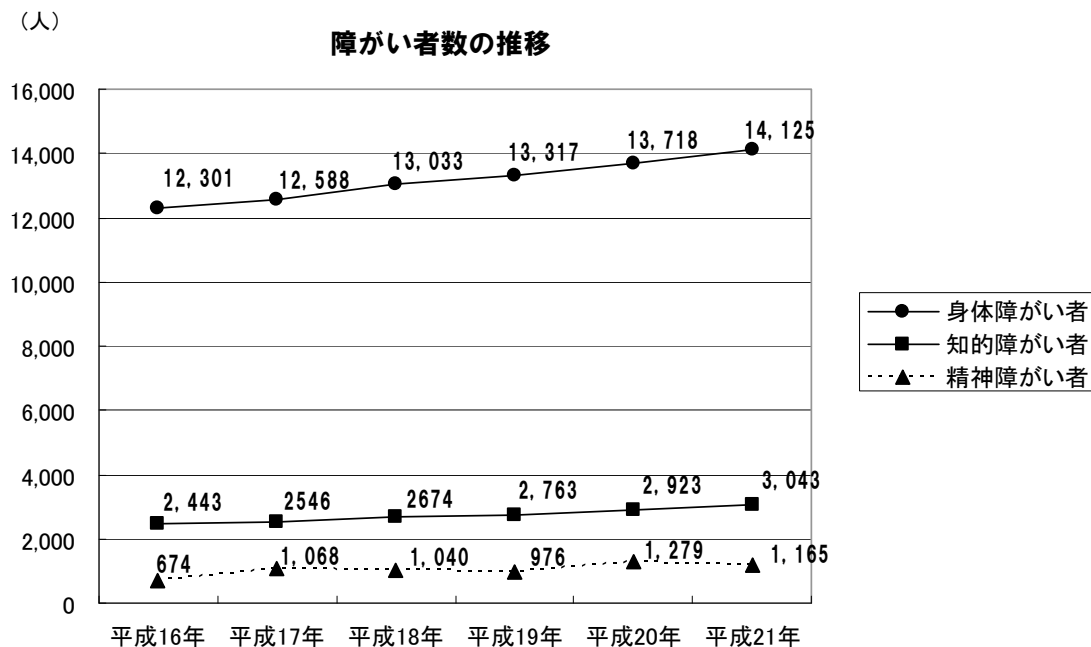
資料：健康福祉部生活福祉課

(注) 被保護世帯数は、4月中の数値である。

4. 障がい者の状況

障がい者数（各障害者手帳等所持者数）は、平成21年4月1日現在で身体障がい者が14,125人、知的障がい者が3,043人、精神障がい者が1,165人となっています。

各障がい者とも概ね増加傾向で推移しています。



(各年度4月1日現在)

(単位：人)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
平成16年	12,301	2,443	674
平成17年	12,588	2,546	1,068
平成18年	13,033	2,674	1,040
平成19年	13,317	2,763	976
平成20年	13,718	2,923	1,279
平成21年	14,125	3,043	1,165

資料：八王子市健康福祉部

(注) (1)身体障がい者は、身体障害者手帳の所持者

(2)知的障がい者は、愛の手帳所持者

(3)精神障がい者は、精神保健福祉手帳所持者（2年ごとに申請）

総論

第2節 市民意識調査等からみた現状と課題

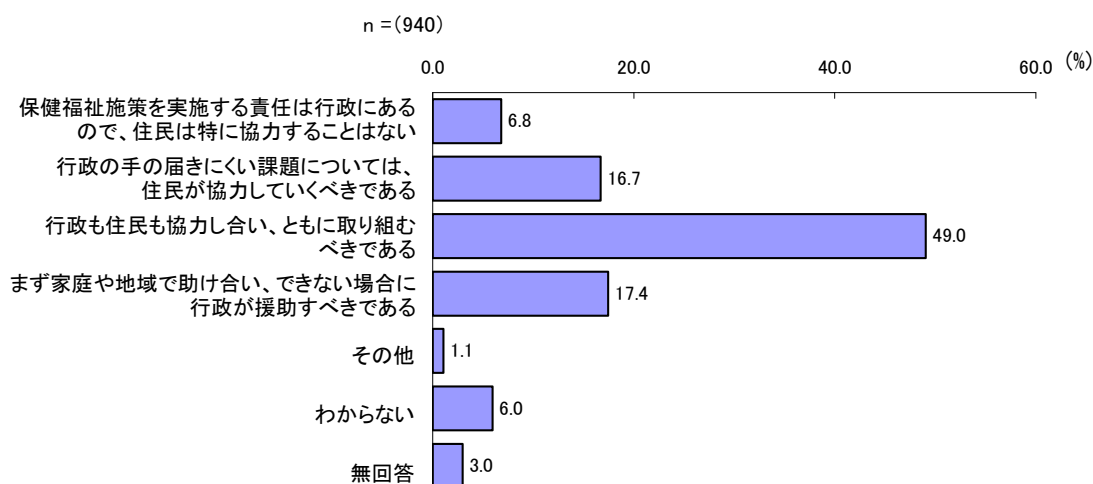
市民の皆さんの生活実態や福祉、社協に関する考え・意識・意向等を把握し、今後取り組むべき方向性、社協に期待されている施策や事業の検討・立案に資するため、各種アンケート調査を実施しました。

アンケート結果等から、社協や地域福祉を取り巻く今後の課題を抽出すると次のとおりです。

1. 共助社会の構築

保健・福祉サービスを充実させるうえでの行政と住民の関係については、「行政も住民も協力し合い、ともに取り組むべきである」とする人が 49.0%と半数近くを占めています。「行政の手の届きにくい課題については、住民が協力していくべきである」とする人も 16.7%あり、「行政と住民のパートナーシップ（協働）」を望む人は多くみられます。

■ 保健・福祉サービスを充実させるうえでの行政と住民の関係

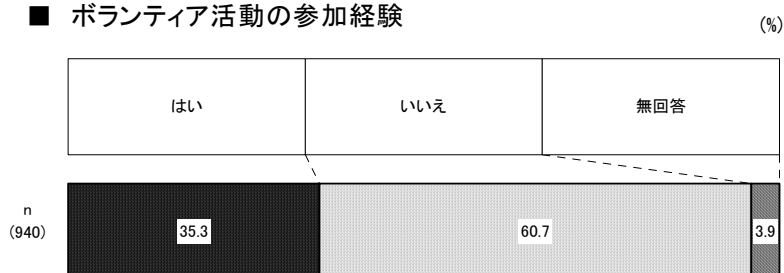


資料：平成 19 年「八王子市地域保健福祉計画アンケート」（地域福祉）

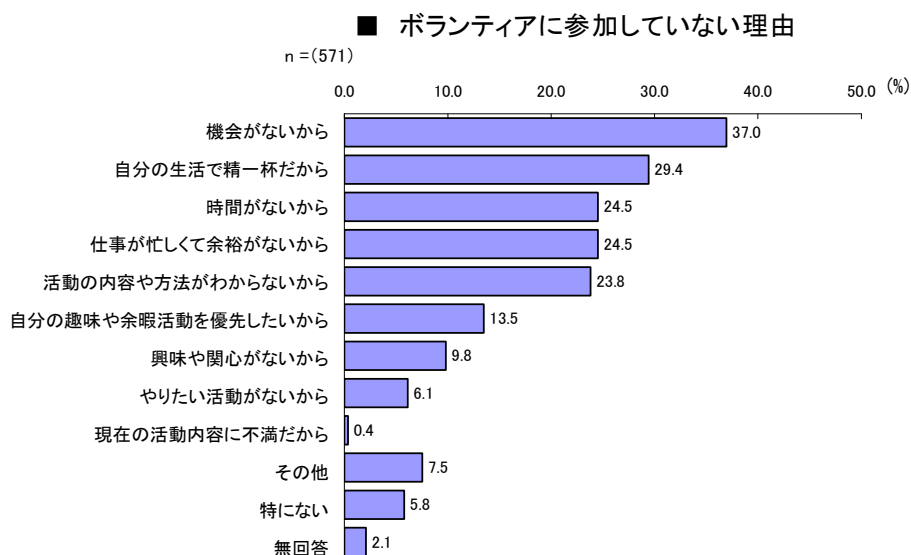
しかし、ボランティアの参加経験率は 35.3%で、ボランティア活動に参加していない理由としては、「機会がないから」（37.0%）が最も多くなっています。

また、市政モニターアンケートからは、ボランティアに参加したいが、参加方法がわからないという意見も多くみられます。

■ ボランティア活動の参加経験



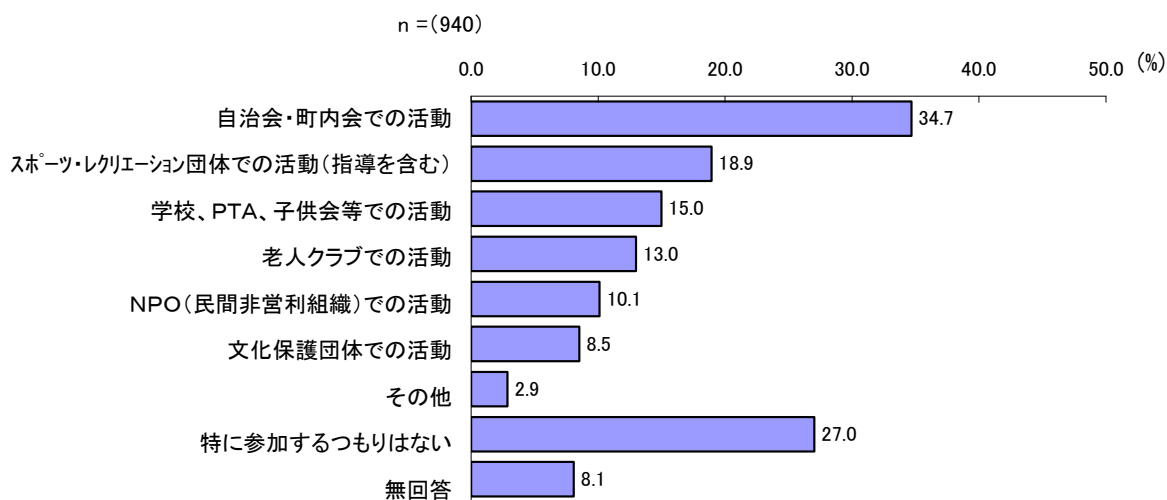
資料：平成 19 年「八王子市地域保健福祉計画アンケート」（地域福祉）



資料：平成19年「八王子市地域保健福祉計画アンケート」（地域福祉）

現在参加している活動も含め、今後参加したいと思う地域組織活動は、「自治会・町内会での活動」が34.7%と最も多く、ついで、「スポーツ・レクリエーション団体での活動（指導を含む）」（18.9%）、「学校、PTA、子供会等での活動」（15.0%）、「老人クラブ*での活動」（13.0%）と続いています。一方、「特に参加するつもりはない」とする人は27.0%となっています。

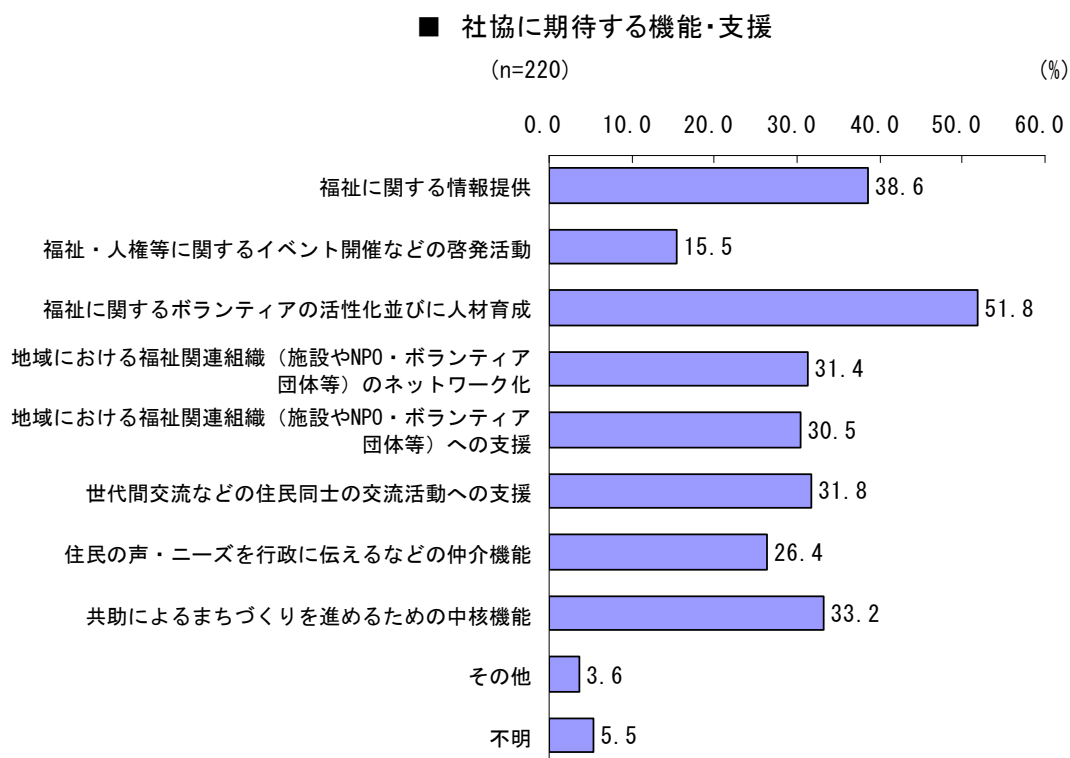
■ 今後参加したい活動



資料：平成19年「八王子市地域保健福祉計画アンケート」（地域福祉）

総論

社協に対して、期待する機能や支援は、「福祉に関するボランティアの活性化並びに人材育成」が過半数（51.8%）で最も高く、「福祉に関する情報提供」が約4割（38.6%）、「共助によるまちづくりを進めるための中核機能」が3割強（33.2%）で続きます。



資料：平成21年「福祉関係者アンケート」

地域福祉の推進は、個人、地域社会、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力していくことによってはじめて可能になります。

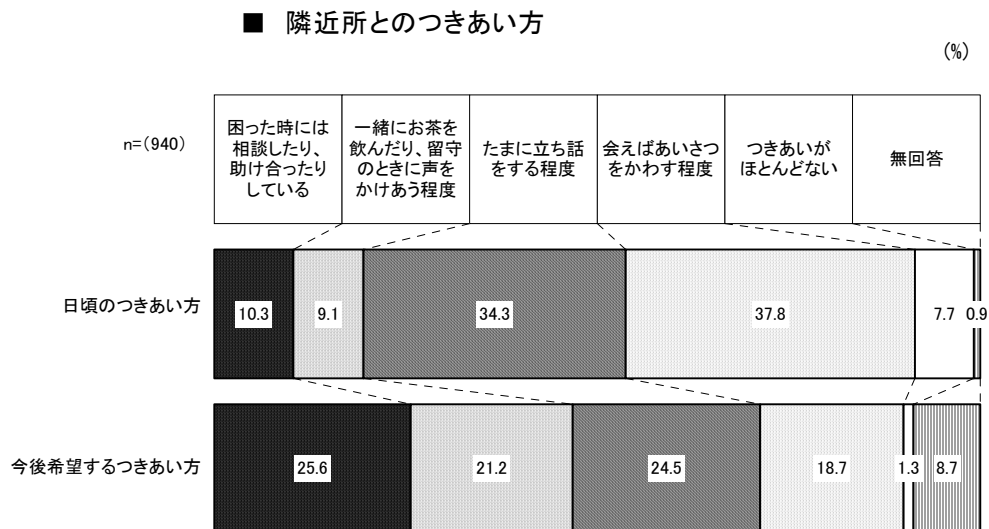
日頃から社協に関わりがある方は、社協に対しては、共助部分の中核としての期待が大きいため、社協は、市民一人ひとりが福祉活動の輪に参加できるよう、各種講座やイベントの開催など、福祉活動に参加するための機会や場づくりに取り組んでいくことが重要です。

2. 隣近所とのつきあい方

隣近所と現在のつきあい方をみると、「困った時には相談したり、助け合ったりしている」（10.3%）や「一緒にお茶を飲んだり、留守のときに声をかけあう程度」（9.1%）とする“親密なつきあい”をしている人はそれぞれ1割前後にとどまり、「たまに立ち話をする程度」（34.3%）や「会えばあいさつをかわす程度」（37.8%）とする人が多くなっています。

一方、今後望むつきあい方としては、「困った時には相談したり、助け合ったりしている」（25.6%）が約4人に1人、「一緒にお茶を飲んだり、留守のときに声をかけあう程度」（21.2%）が5人に1人強の割合となっており、今よりも“親密なつきあい”を望む人が多くなっています。

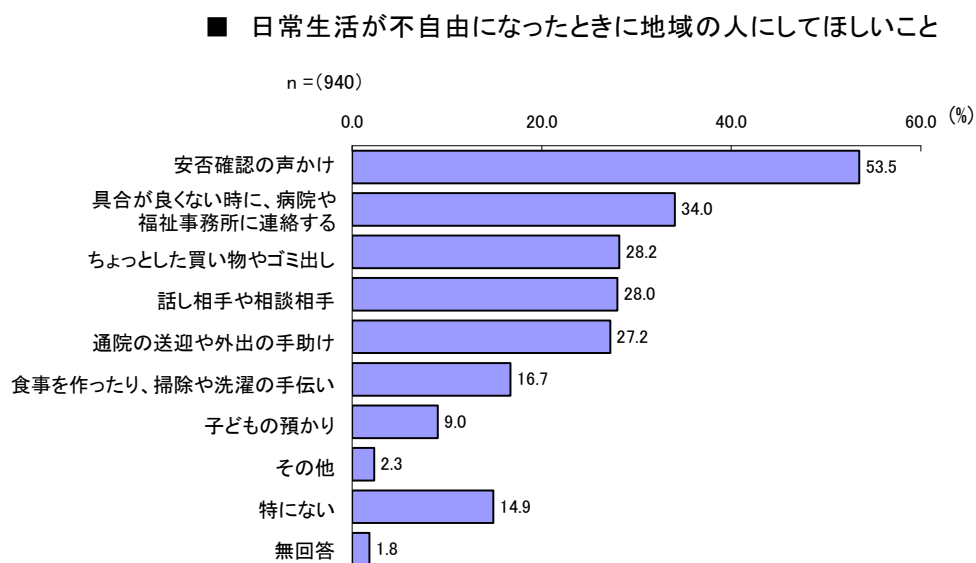
住民相互がつながり合い、支えあうことができるまちづくりのためには、隣近所とのつきあいの親密度を向上させていくことが重要となるため、「同じ地域に住む市民同士が、お互いに知り合い、話し合う」ことのできる機会や場を創出していくことが重要と考えられます。



資料：平成 19 年「八王子市地域保健福祉計画アンケート」（地域福祉）

3. 住民相互の協力関係

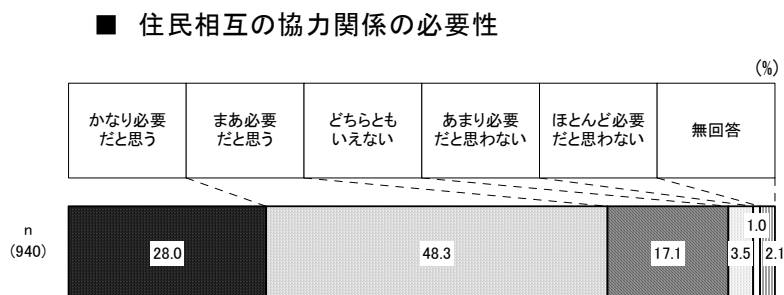
高齢や病気、事故などで、日常生活が不自由になったときに地域の人にしてほしいこととしては、「安否確認の声かけ」が最も多く、5 割を超えています。ついで、「具合が良くない時に、病院や福祉事務所に連絡する」、「ちょっとした買い物やゴミ出し」、「話し相手や相談相手」、「通院の送迎や外出の手助け」が続いています。



資料：平成 19 年「八王子市地域保健福祉計画アンケート」（地域福祉）

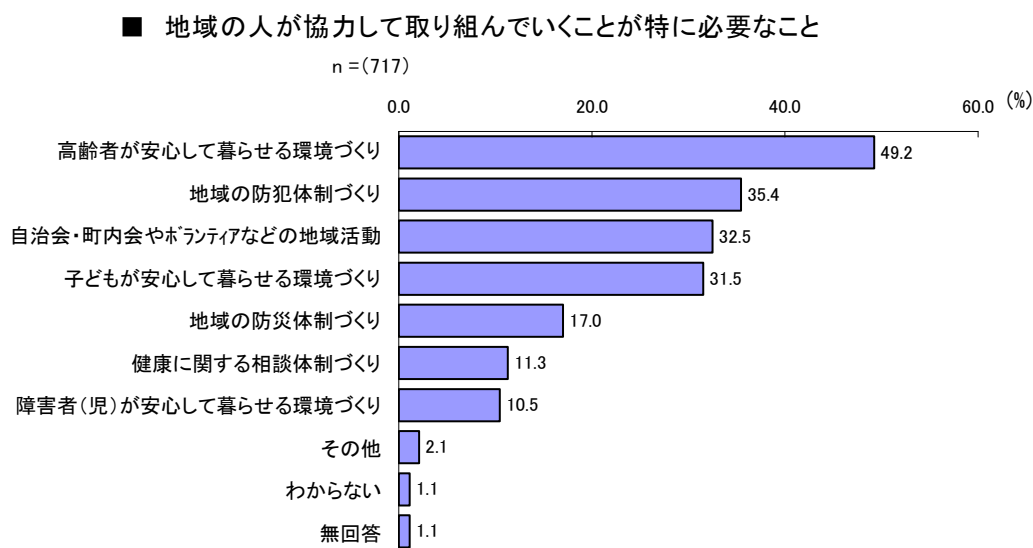
総論

住民相互の協力関係については、「かなり必要だと思う」(28.0%)と「まあ必要だと思う」(48.3%)となっており、両者を合わせた“必要だと思う”とする人は76.3%であり、4人に3人強の割合となっています。



資料：平成19年「八王子市地域保健福祉計画アンケート」(地域福祉)

住民相互の協力関係が「かなり必要だと思う」、「まあ必要だと思う」と回答した人(76.3%)の、地域の人が協力して取り組んでいくことが特に必要なこととしては、「高齢者が安心して暮らせる環境づくり」が5割近くを占めています。



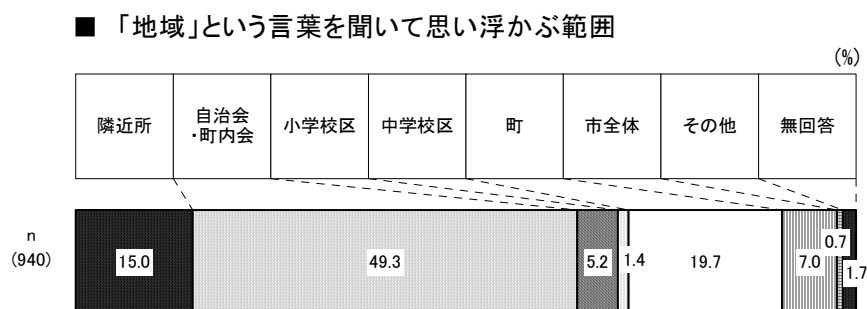
資料：平成19年「八王子市地域保健福祉計画アンケート」(地域福祉)

今後の核家族化の進行や少子高齢化*により、ひとりぐらし高齢者数は、より増加することが予想されるので、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活できる環境づくりが必要とされています。

4. 小地域福祉活動について

地域福祉の推進のためには、より地域に密接した小地域福祉活動が有効といえます。

「地域」という言葉を聞いて思い浮かぶ範囲は、「自治会・町内会」(49.3%)が最も多く、半数近くを占めています。ついで、「町」(19.7%)、「隣近所」(15.0%)、「市全体」(7.0%)が続いています。



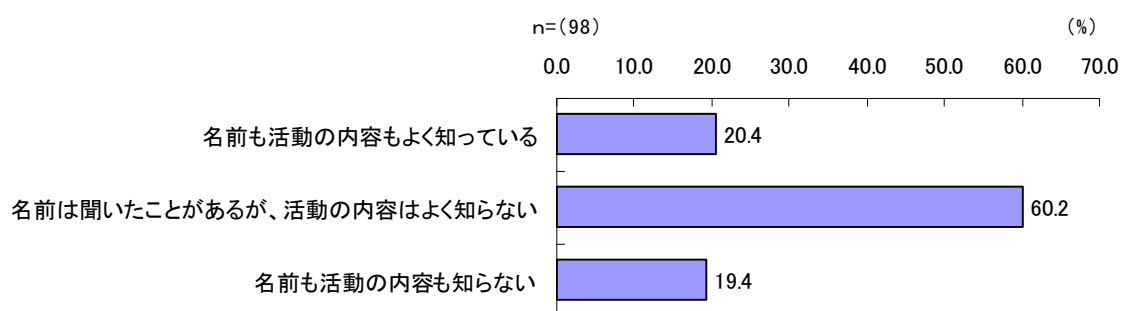
今後は、町会・自治会を単位とした顔と顔が見える小地域福祉活動を具体的に推進していくことが重要です。

5. 社協の認知度について

社協が中心になって地域福祉を推進していく前提として、市民が社協を知っていなければ協力しよう、福祉サービスを利用しようという気にはなりません。

社協の認知度について聞いたところ、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が約 6 割 (60.2%) で最も高く、「名前も活動の内容もよく知っている」は 2 割 (20.4%) でした。自由記述からも、もっと活動を PR すべきではないかという意見が多くあげられています。

■ 八王子市社会福祉協議会を知っていますか



社協の認知度はあるが、活動内容を知らない住民が多いことから、活動内容を知らせる取り組みが今後も必要です。

第1部 地域福祉活動計画

第1章 計画の概要

近年は、家族のきずなや地域でのつながりが希薄になってきていると言われています。「向こう三軒両隣」という言葉があたりまえであったころに比べ、私たちの暮らしが様変わりしたことを、多くの人々が感じているのではないのでしょうか。

人と人、人と地域との関係を改めて考え、住民相互がつながり合い、支えあい、協力しながら地域の福祉課題の解決を目指す社会のあり方が今求められています。

様々な福祉課題を乗り越え、だれもが安心して住み続けられるまちをつくるためには、生活者である私たち自身が福祉課題に気づき、主体的に考え、行動する取り組みが不可欠です。

そして、地域に基盤をおいて活動する様々な団体や機関と連携し協働する取り組みも望まれます。

そこで、本計画では、次のとおり理念と目標を掲げました。

理念

あなたもわたしも主役

－ つながりあい、支えあうまち はちおうじ －

目標

目標1 だれもが住み続けられるまち

定住意識の強い八王子市民のだれもが、住み慣れた地域で地域の一員として尊重され、自立した生活を送ることができるよう、支援を必要とする人々のニーズを発見し支援につないでいく、助けあえる仕組みづくりを進めます。

目標2 だれもが参加し活動するまち

福祉のまちづくりをより一層推進していくため、一人ひとりが地域の一員として、共に支えあう意識を持ち、だれもが地域福祉活動に参加できるまちづくりを目指します。

目標3 安心とゆとりのあるまち

安全で安心して生活することができるよう、災害時に備えた取り組みを日ごろの見守り活動*に活かす仕組みづくりや、ひとりぐらしの高齢者や障がいのある人などの見守りネットワーク*の整備を進めます。

第2章 活動の方向

この計画を進めるにあたっては、まず、私たち（住民）自身が地域の福祉課題を知り、それらを互いに共有し、そして解決方法について検討するという3つの活動の方向を掲げます。これらは、それぞれが結びつき、つながり合いながら、一体的に活動を進めていきます。

1. 「“気づき”を分かち合う」～福祉課題を発見し、共有しよう

地域福祉の推進のためには、地域のことや地域の人をよく知り、困っていることを発見し、共有することが重要です。

そのため、同じ地域で暮らす住民（個人・団体・機関・学校・商店等）のだれもが参加でき、日ごろの生活の中での困りごとや不安などの意見を出し合い、福祉課題を発見・共有し、解決に向けた意見交換・情報交換をする場として、住民懇談会を開催します。そして、住民懇談会の取り組みを通じて、住民相互の協力関係の醸成を目指します。

2. 「ともに考え、行動して育むまちづくり」

～多様なネットワークで地域力を向上させよう

住民懇談会等で福祉課題を共有したのち、解決に向けて住民の主体的参加により、具体的な活動を進めていきます。

サロン活動*を中心に日常生活に密着した活動を進めるとともに、地域活動の担い手を発掘・育成するための講座や活動におけるコーディネート機能の充実を目指します。

また、課題解決に向けた行動を通じて、地域福祉に関する活動を行っている団体・機関などとの連携をより一層強めます。

3. 「安心・安全のまちづくり」

～相談機能の充実と防災福祉コミュニティ*づくり

今日、高齢者の虐待や育児放棄等、個人の生命に深くかかわる福祉課題が顕在化しています。住民同士のつながりや支えあい活動を進めることにより、それらを早期に発見し、専門機関へつなげるセーフティネット*の役割も期待されます。地域で発見、相談、調整、つなぐ（専門機関へ）ことができる機能を備え、安心・安全のまちづくりに寄与します。

また、近年各地で地震・風水災等大規模な災害の発生により、そこに住む住民の多くが日常生活に甚大な支障が出ています。いつかは来る災害に備えた取り組みは、緊急の課題となっています。日常における住民同士のつながりや支えあい活動を基盤に、防災訓練や災害マップの作成などに平常時から取り組み、災害に強いコミュニティ*づくりを目指します。

具体的な取り組み

- ◆住民懇談会の開催
- ◆サロン活動(高齢者・子育て・障がい者)*の拡充
- ◆小地域福祉活動の活性化
- ◆多様なネットワークの活用
- ◆地域福祉活動の担い手の育成とコーディネート機能の充実
- ◆見守り・相談機能の充実
- ◆防災福祉コミュニティづくり



計画の全体像

理 念

あなたもわたしも主役 ーつながりあい、支えあうまち はちおうじー

目 標

目標1 だれもが住み続けられるまち

目標2 だれもが参加し活動するまち

目標3 安心とゆとりあるまち

活動の方向

- 1 「“気づき”を分かち合う」福祉課題を発見し、共有しよう
- 2 「ともに考え、行動して育むまちづくり」多様なネットワークで地域力を向上させよう
- 3 「安心・安全のまちづくり」相談機能の充実と防災福祉コミュニティ*づくり

具体的な取り組み

- ◆住民懇談会の開催
- ◆サロン活動*(高齢者・子育て・障がい者)の拡充
- ◆小地域福祉活動の活性化
- ◆多様なネットワークの活用
- ◆地域福祉活動の担い手の育成とコーディネート機能の充実
- ◆見守り・相談機能の充実
- ◆防災福祉コミュニティづくり

第3章 活動の展開(具体的な取り組み)

1. 住民懇談会の開催

【現状と課題】

住民相互がつながり合い、支えあうことができる福祉のまちづくりのためには、地域の人を知り、地域に関心を持つこと、そして仲間を作り、地域に愛着を持つことが大切ですが、転入者の増加、ライフスタイルの変化や核家族化の進行などにより、近所付き合いも希薄化してきています。

しかし、八王子市地域保健福祉計画*アンケート（地域福祉）調査結果からは、現在は隣近所と親密な付き合いをしている人は少ないものの、今よりも親密な付き合いを望む人が多くみられることから、住民同士の交流の機会や場の創出が重要と考えられます。

【今後の方針】

井戸端会議のような参加しやすい雰囲気の中で、人と人が知り合い、日ごろの暮らしの中で感じている生活上の課題に「気づき」、「共に分かち合い」、「解決に向けて考える」、そのような場となる住民懇談会を各地域で実施することを目指します。

開催にあたっては、社協による町会・自治会への働きかけとともに、地域の社会資源（地域包括支援センター*、民生委員・児童委員*、福祉施設・団体、サロン団体、ボランティア、市民活動団体、老人クラブ*等）とも連携を図ります。

住民懇談会では、社協職員がこの計画の趣旨や進め方について説明し、理解を得たうえで、住民同士が地域の福祉課題（日ごろの生活で感じている思い）や良いところ、理想的な地域像（こうあったらいいな、という思い）、などを語り合える場とし、課題解決のための活動へとつなげます。

はじめにモデル地区を設定し、そこでの結果を踏まえて検証したうえで、他地域での開催方法やテーマ設定、進め方等を再度検討していきます。

【行動計画】

No.	行動内容	22年度	23年度	24年度	25年度
1	住民懇談会の開催	開催方法の 検討 モデル地区 で開催 (3か所6回)	開催 (6か所12回)	開催 (12か所24回)	開催 (24か所48回)

第1部 地域福祉活動計画

2. サロン活動*（高齢者・子育て・障がい者）の拡充

【現状と課題】

都市化や生活様式の変化に伴い、地域への帰属意識の希薄化が問題となる中で、地域住民同士のふれあいがますます大切になります。

そのため、社協では、平成14年より住民が主体となって活動する、高齢者サロンや子育てサロン活動の推進・支援を行っています。また、平成20年からは、八王子市の介護予防事業の一環として、高齢者サロンについては、八王子市が推進主体となり、社協へ業務委託する形で支援を行っています。

サロン活動*は、地域住民の主体的な運営により、地域の会館や市民センターなどに集まり、高齢者のひきこもりの解消や介護予防、子育て中の親の孤独感の解消、障がい者の地域参加などを目的に、お茶を飲んだり、レクリエーションを楽しんだりしながら交流し支えあう活動です。活動は市内全域に広がりを見せていますが、八王子市の広域性を考えれば、さらに活動が増え活性化することが望まれています。

また、各サロンの横のつながり（連携）を深め、サロン活動*を土台に他の地域福祉活動（見守り、声掛け活動等）への展開やより広域エリアでの支えあいの活動等、新たな活動を視野に、より活発な地域福祉活動を検討する必要があります。

さらに、現在社協が実施する「ひとりぐらし高齢者昼食交流会」は、市内16地区21会場で年に1度開催していますが、今後の対象者の増加を見込むと現在の形態では会場等で支障をきたすことが考えられます。同時に、来場できない高齢者の問題も考慮する必要があるため、より小地域での開催が望まれます。

【今後の方針】

① サロン活動*の拡充

身近に集う場・拠点となるサロン活動については、八王子市と社協の支援をさらに広め、平成25年度末には市内で110のサロンを立ち上げていきます。また、障がい者が参加しやすいサロンのあり方についても検討します。

② サロン活動*連絡会の設置

サロン活動*の運営上の課題や、サロンを取り巻く地域の福祉課題の解決につながるような取り組みができるよう、サロン活動*連絡会を設置し、定期的な情報交換の場や相互連携できる土壌を育み、新たな地域福祉活動へつながる展開に取り組みます。

③ ひとりぐらし高齢者昼食交流会の開催方法の検討

ひとりぐらし高齢者昼食交流会は、より小地域での開催について検討します。

【行動計画】

No.	行動内容	22年度	23年度	24年度	25年度
2	高齢者サロン活動*・子育てサロン活動*の拡充 障がい者サロンの検討・実施	サロン数：80か所 障がい者サロン検討	サロン数：90か所 (障がい者サロン包含した数) 障がい者サロンの実施	サロン数：100か所	サロン数：110か所
3	サロン活動*連絡会の設置	検討	設置・開催	開催 →	
4	ひとりぐらし高齢者昼食交流会	実施	実施 開催方法の検討・充実	充実 →	

3. 小地域福祉活動の活性化

【現状と課題】

地域で安心して暮らしていくためには、できるだけ身近なところで、お互いに支えあい、助けあうことができるような仕組みを整える必要があります。

八王子市地域保健福祉計画アンケート（地域福祉）調査結果からも、住民相互の協力関係については“必要だと思う”人が4人に3人強の割合となっています。

現在、町会・自治会単位で、日常生活のちょっとしたお手伝い（例：ごみ出し、電球・蛍光灯の取り替え、庭の草むしりや話し相手など）の住民同士の助けあいを行う取り組みが行われています。

今後は、日常生活が不自由になったとき、支援の必要なひとりぐらしの高齢者や孤立した子育てをしている親など、地域で課題を抱えている人たちを住民相互で支援し、一人ひとりの住民をつなぐ仕組みづくりを町会・自治会とも連携し進めていくことが重要です。

また、ビジネスの手法を活用したコミュニティビジネス*について検討し、地域福祉活動の活性化を進めていく視点も大切です。

【今後の方針】

福祉のまちづくりのためにも、小地域での支えあいの仕組みづくりの必要性を、住民懇談会やサロン活動*、講習会や勉強会の機会に啓発していきます。

現在実施されている住民同士の助け合いの取り組みを、先進事例として社協だよりやホームページなどで紹介するとともに、仕組みづくりをマニュアル化し、他地域にも広められるように取り組んでいきます。

また、その地域で行われている活動や情報を住民同士が共有できる仕組みとして、地域コミュニティ*誌を発行し、情報の共有化を図ります。

第1部 地域福祉活動計画

さらに、高齢化率の高い地域の支えあい活動や、空き店舗を活用した地域交流活動などにビジネスの手法を取り入れ、市民活動団体やシニア世代のノウハウも活用しながら、高齢者、障がい者、地域住民の生きがいや働きがいを生み出す地域社会の活性化について検討します。

【行動計画】

No.	行動内容	22年度	23年度	24年度	25年度
5	支えあいの仕組みづくりの検討	先進地域間の情報交換の実施	仕組みづくりのためのマニュアルの作成	啓発 →	
6	ビジネス手法を取り入れた地域活動活性化の検討	具体的方法の検討	モデル活動として実施	充実 →	

活動の領域について

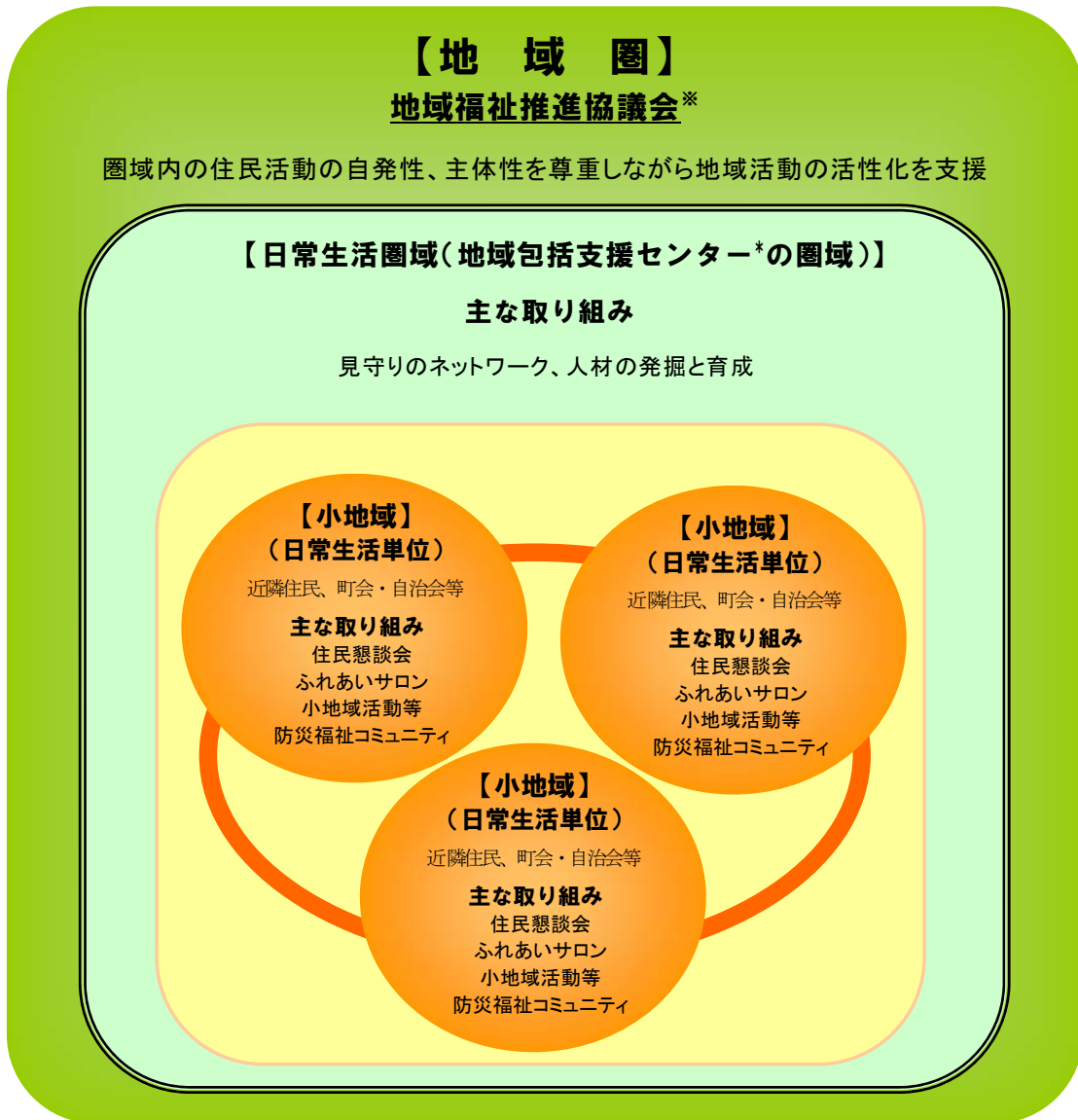
八王子市地域保健福祉計画アンケート（地域福祉）調査結果から、「地域」という言葉を聞いて思い浮かぶ範囲は、「自治会・町内会」が最も多く、半数近くを占めていることから、「自治会・町内会」や「町」を小地域活動の領域として捉えることが住民意識に沿ったものとして考えられます。

また、「小学校区」や「中学校区」などの領域は、地震災害などの際には一時避難所として指定され、地震後は正確な情報を得て地域ぐるみで防災活動を行う拠点とされています。災害対策は今日的な課題であり、日頃の地域活動に防災の視点は欠かせない事項となっています。

さらに高齢者福祉の充実の観点からは、地域包括支援センター*の圏域が日常生活圏域として設定されています。

このような既存の活動領域を念頭に、町会・自治会という小地域を最小の単位として考え、日常生活圏域から6地域圏へと活動のネットワークを広げ、その活性化を図っていくことが求められます。

地域福祉活動のネットワーク概念図



※八王子市の6地域圏ごとに地域福祉推進協議会を設置

第1部 地域福祉活動計画

4. 多様なネットワークの活用

(1) 専門性を備えた機関・団体との連携と協働

① 八王子市地域包括支援センター(高齢者見守りネットワーク*)との連携・協働

【現状と課題】

現在、地域福祉推進に関する機関の一つとして地域包括支援センター*が、市内12か所に設置されています。このセンターを中心に、民生委員・児童委員*、地域住民、地元の商店などとの連携による「高齢者見守りネットワーク*」が構築され、援護を必要とする高齢者の相談、見守りや声かけなどが住民参加により行われています。

【今後の方針】

町会・自治会、ボランティアや市民活動団体、そのほか地域福祉活動推進機関・団体等が、それぞれの活動の担い手を中心として、地域包括支援センター*で行う「高齢者見守りネットワーク*」に積極的に参画し、援護を必要とする高齢者の相談、地域の課題の解決を目指すとともに、住民相互の支えあいのネットワーク強化を図ります。

② 八王子市子ども家庭支援センター*・障害者生活支援センター等との連携・協働

【現状と課題】

少子高齢化*の現在、地域ぐるみで子育てをする機運が高まっています。

八王子市では、6か所の子ども家庭支援センター*を中心に「子育て応援団 Bee ネット*」という仕組みで、子育てに関わるボランティアを募ることや、活動先の開拓を行っています。また、地域には、住民の主体的な活動として子育てサロンなども広がっています。

障がい者支援の機関としては、障害者生活支援センター「ぴあ・らいふ」*や地域生活支援センター「あくせす」*があり、在宅で生活する障がい者の自立・社会参加を促進するための活動や様々な相談等の支援を展開しています。

【今後の方針】

ノーマライゼーション*の考え方に立ち、これら機関との積極的な連携と協働で地域ぐるみでの支えあい活動を展開する視点が必要です。

③ 大学等学校との連携・協働

【現状と課題】

八王子市には、その周辺部も含め、23の大学等(大学・短期大学・高等専門学校)があり、市民との連携・協働のもと学園都市づくりを進めています。平成21年4月には、学園都市づくりを効果的に行うために「大学コンソーシアム八王子*」が設立され、高等教育の充実や地域社会の発展を念頭に活動が始められています。

また、大学内にボランティアセンター*を設置し、地域との積極的な交流を目指す大学も出てきています。

【今後の方針】

八王子市の地域特性を生かし、大学等の持つ教育機関としての専門性を地域に還元し

てもらふことや、地域福祉活動の参加促進を図るため、連絡会等の設置を検討しながら積極的な関係づくりに努めます。

(2) 市民活動団体との連携と協働

【現状と課題】

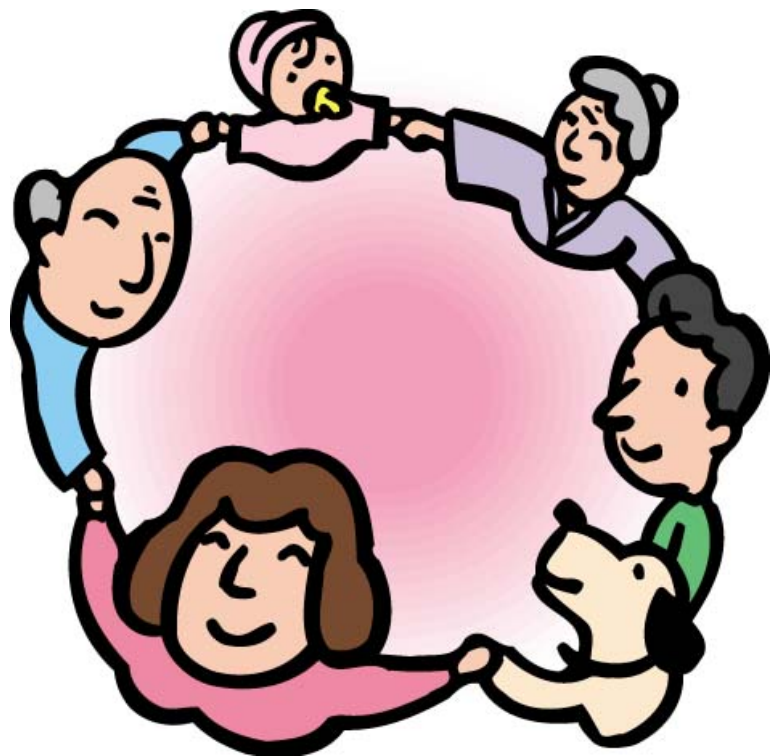
社会福祉の分野に限らず、環境、教育や芸術文化等、市民の自発的な社会貢献活動を積極的に支援し、促進するために、「八王子市市民活動支援センター*」が設置され、市民活動に関する様々な情報収集と提供、人材育成、相談活動が行われています。

また、永年培ってきた経験や特技を持った高齢者の活動の場として、「八王子市高齢者活動コーディネートセンター（八王子センター元気）*」が活動を行っています。

【今後の方針】

今後、地域社会で市民活動団体の果たす役割は重要であると考えられ、また、地域での人材の発掘・育成の場面などでのアイデアなど、豊富な経験の提供が期待されます。

地域福祉活動の発展のために、社協や「八王子市市民活動支援センター*」、「八王子市高齢者活動コーディネートセンター（八王子センター元気）*」等の市民活動支援団体等との連携を密にするための協議会の設置を検討します。



第1部 地域福祉活動計画

5. 地域福祉活動の担い手育成とコーディネート機能の充実

(1) 地域福祉活動担い手講座などの開催

【現状と課題】

地域での交流や活動に参加する人は、いつも同じ顔ぶれであることが少なくありません。そのため、地域福祉活動が停滞してしまうこともあります。

地域福祉活動を進めるには、地域のいろいろな人がかかわり、みんなで地域の特性や課題を理解することが大切です。

そのためにも、多くの人々が、地域福祉活動にかかわれるように、積極的に参加する人を増やしていくことが必要です。

特に、定年退職を迎えることで、生活の拠点が職場から自分の住む地域となる団塊世代*を含めたシニア世代が、豊富な知識や経験を生かして地域福祉活動に取り組むきっかけづくりを社協と住民が一体となって進めることが重要です。

【今後の方針】

「八王子市高齢者活動コーディネートセンター（八王子センター元気）*」等との連携により、以下の講座を開催します。

① 地域福祉活動入門講座の開催

地域福祉活動を活性化していくためには、多くの住民の参加が必要です。そこで、だれもが気軽に参加できる入門的な講座を開催し、その裾野を広げます。

② テーマ別ボランティア講座の開催

例えば、福祉活動に園芸、音楽や美容などの要素を取り入れ、活用して要支援者をサポートすることなど、人それぞれが持つ趣味や特技を地域福祉活動に生かすための講座を開催し、新たな地域福祉活動の担い手を発掘します。

③ 世代別ボランティア講座の開催

地域には、多くの経験と知識を持つ人々が暮らしています。現在は、いわゆる団塊の世代の方々に注目が集まっており、そのスキルを地域で生かすことがより豊かなまちづくりへとつながるとの視点から、世代に焦点を絞った講座の開催を行います。

④ サロン活動*担い手養成講座の開催

サロン活動*を拡充するには、サロンを運営する担い手（スタッフ）の発掘が重要となります。サロン活動*連絡会を中心に講座を企画し、今後のサロン活動*の担い手を発掘します。

【行動計画】

No.	行動内容	22年度	23年度	24年度	25年度
7	地域福祉活動入門講座の開催	講座内容の検討	開催 →		
8	テーマ別ボランティア講座の開催	講座内容の検討	開催 →		
9	世代別ボランティア講座の開催	講座内容の検討	開催 →		
10	サロン活動*担い手養成講座の開催	—	講座内容の検討	開催 →	

(2) 地域福祉活動のコーディネート機能の充実

【現状と課題】

地域福祉活動を進めるうえでは、地域の住民を巻き込みながら活動を進めていくコーディネーターが必要ですが、広域な八王子市で各地域の特性を理解することや人的なネットワークの形成を行うことは、社協の職員だけで担うことは困難です。

そのため、各地域のリーダーや地域福祉活動に積極的に参加できる人材を育成していく必要があります。

【今後の方針】

① ボランティアリーダーの養成

住民同士の身近な活動を推進するために、ボランティアリーダー養成講座を開催し、活動の中心となる人材を養成します。

② 地域福祉活動コーディネートの充実

地域福祉推進協議会（6地域圏）の運営など地域福祉活動の推進を図るためのコーディネーターとなる人材の育成を行います。

【行動計画】

No.	行動内容	22年度	23年度	24年度	25年度
11	ボランティアリーダー養成講座の開催	講座内容の検討・開催	開催 →		
12	地域福祉活動コーディネートの充実	人材の発掘・育成	充実 →		

第1部 地域福祉活動計画

6. 見守り・相談機能の充実

【現状と課題】

少子高齢化*が進行し、ひとりぐらし高齢者が年々増加している中で、近隣とのコミュニケーション不足による高齢者を狙った犯罪が増加し、「窃盗」「空き巣」「振り込め詐欺」などの被害が後を絶たず大きな社会問題となっています。

また、高齢者の虐待、孤独死やひきこもり、児童への育児放棄や虐待など、個人の生命にも深くかかわるような生活課題が顕在化しています。

安心して安全に暮らせるまちづくりのためにも、そのような地域の生活課題や困り事などを早期に発見し、相談、調整、つなぐ（専門機関へ）ことができる機能を備えることが必要です。

【今後の方針】

地域の身近な会館や市民センターなどの会場で、町会・自治会、民生委員・児童委員*、地域包括支援センター*や子ども家庭支援センター*などとの連携による相談会を開催します。

住民の様々な生活課題を同じ地域の住民、機関の相互の連携や協働で解決を図るとともに、権利擁護*や生命・財産等に係る専門性の高い課題に関しては、解決に向けて専門機関への的確につなぐ役割を担います。

【行動計画】

No.	行動内容	22年度	23年度	24年度	25年度
13	よろず相談の開催	—	内容の検討	開催 地域圏ごとに 年6回	開催 地域圏ごとに 年12回



災害時ボランティア支援センター設置訓練の様子

7. 防災福祉コミュニティ*づくり

(1) 防災への取り組み

【現状と課題】

阪神・淡路大震災をきっかけに、地域での防災意識は年々高まっています。個人ができること、家族ができること、地域ができること、行政や団体ができることなど、それぞれの立場で考え、万が一の事態に備えることは大切なことです。

大規模災害時は、だれもが同時に被災者となりうるため、お互いに助けあい、支えあえる土壌を、地域内で日常的に考え、準備することが必要です。

【今後の方針】

災害について考えること、備えることは地域で共通のテーマとなりうることから、住民懇談会のひとつのテーマとして捉えることができます。

① 防災福祉マップづくり

地域のできる取り組みとして、災害時における危険箇所、活用できるものや施設などをあらかじめ知っておくための防災福祉マップづくりを検討します。

また、乳幼児、高齢者や障がいのある方等、年齢や障がいの種類・程度等により災害時のニーズは違ってきます。

防災福祉マップづくりでは、民生委員・児童委員*、八王子市や関係機関と協働して、地域で援助を必要とする人の情報把握と共有化も視野に入れ、災害時要援護者*支援についても検討します。

② 地域防災訓練の開催

大地震が発生した場合、同時に広範囲な場所で家屋の倒壊や火災が想定されます。直後では、消防や警察等の機関もすべてに瞬時に対応することは困難です。その場では、やはり地域内の住民相互による救助活動が重要となってきます。

しかし、どのように行動すればよいかを迅速に判断し行動に移すためには、やはり繰り返し行う日常的な訓練が重要となってきます。そのため、高齢者、障がい者や乳幼児等も一緒に地域で取り組める防災訓練の開催について、八王子市と連携し一体となって検討します。

【行動計画】

No.	行動内容	22年度	23年度	24年度	25年度
14	防災福祉マップづくり	—	住民懇談会のテーマとして検討	住民懇談会を母体に順次実施 —————→	
15	地域防災訓練の開催	—	住民懇談会のテーマとして検討	住民懇談会を母体に順次実施 —————→	

第1部 地域福祉活動計画

(2) 災害時支援ボランティアコーディネーターの育成

【現状と課題】

災害発生時に被災地に集まるボランティアが、被災地のニーズを把握できずに互いに何の関連もなく活動した場合、被災地や被災者にとって適切な支援にならないばかりか、大混乱を引き起こす場合があります。

そのため、駆けつけたボランティアの善意が有効に活かされるよう、被災地のニーズとボランティアとをマッチングするコーディネーターが必要となります。

社協では、八王子市の地域防災計画に基づき、「災害時支援ボランティアコーディネーター」を養成するための研修会を開催し、災害時における体制づくりを行っています。

【今後の方針】

現在、登録しているコーディネーターの資質を更に高めることを目的に、引き続き災害時支援ボランティアコーディネーター養成の研修会を実施します。

また、現在の災害時支援ボランティアコーディネーターは、地域ごとに班分けをして緊急連絡体制を整えていることから、この班を日常の地域福祉活動の基盤となるエリアへと再編成し、活動体制の強化を図ります。

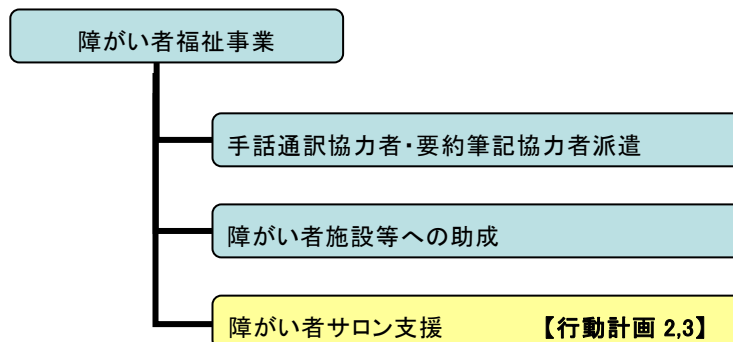
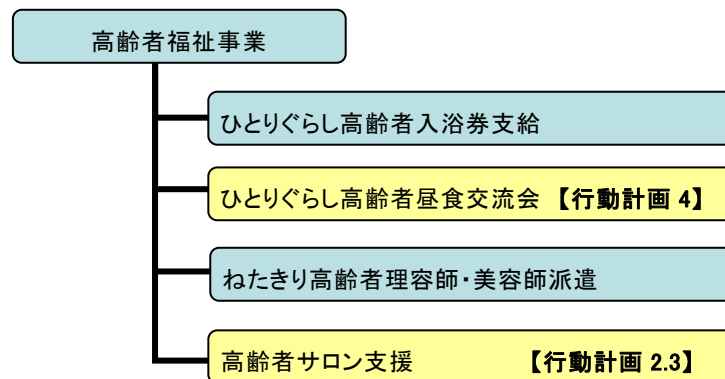
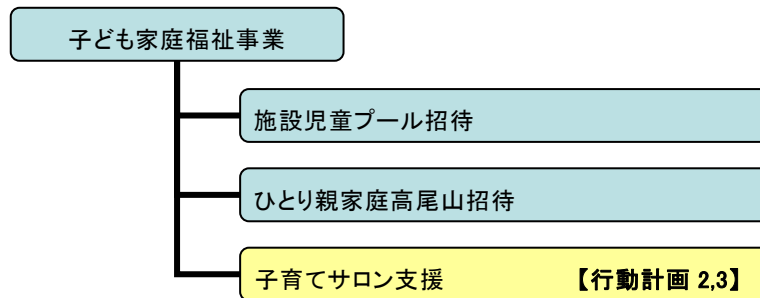
【行動計画】

No.	行動内容	22年度	23年度	24年度	25年度
16	災害時支援ボランティアコーディネーターの育成	研修会継続 →			地域圏ごとに再編



第4章 地域福祉に関する主な既存事業と活動計画

社協が行っている地域福祉に関する既存事業と、本計画中の行動計画の体系は以下のとおりです。



第1部 地域福祉活動計画

地域福祉事業

在宅福祉サービス(ういずサービス)

地区社会福祉大会

住民懇談会の開催 【行動計画 1】

支えあいの仕組みづくりの検討 【行動計画 5】

ビジネス手法を取り入れた
地域活動活性化の検討 【行動計画 6】

ボランティアリーダー養成講座の開催 【行動計画 11】

地域福祉活動コーディネートの充実 【行動計画 12】

よろず相談の開催 【行動計画 13】

地域福祉ボランティア活動に関する事業

ボランティアコーディネート

精神保健福祉講座

傾聴ボランティア講座

高齢社会に生きるボランティア講座

地域福祉活動入門講座の開催 【行動計画 7】

テーマ別ボランティア講座の開催 【行動計画 8】

世代別ボランティア講座の開催 【行動計画 9】

サロン活動担い手養成講座の開催 【行動計画 10】

防災福祉に関する事業

災害時ボランティア支援センター*

防災福祉マップづくり 【行動計画 14】

地域防災訓練の開催 【行動計画 15】

災害時支援ボランティア
コーディネーターの育成 【行動計画 16】

第2部 社協発展・強化計画

第1章 社協発展・強化にあたって

第1節 策定の趣旨

介護保険制度や障害者自立支援法に代表される社会福祉基礎構造改革*の流れの中、公的資金を財源に社会福祉法人が独占的に行ってきた社会福祉事業にも市場開放が進められています。

これにより、社会福祉事業においても事業効果に対する評価を実施し、効率性を重視した事業経営への転換が求められています。また、本会に財政的補助をしている八王子市も行財政改革を進めており、本会など外郭団体との関係の再検証や透明性を向上させる経営改革を求めてきています。

さらに、行政構造改革が進められ、官の事業の市場開放が進む中、「公の施設」の管理運営委託について「指定管理者制度*」が導入され、本会が八王子市から受託し運営してきた「学童保育事業」「恩方老人憩の家」「長房ふれあい館」もこの制度の適用となりました。今後は事業効果、成果を示し、効率的な運営を進め、他事業者との競い合いにより、指定管理者に選定されることが受託の条件となります。

社会福祉全体は地域福祉志向であり、例えば、日常生活圏域での問題解決の重視や、今日的な福祉ニーズの中核に、人間関係、社会関係の維持・回復が求められており、町会・自治会を基礎として住民による福祉活動を進めてきた本会にとっては、こうした協働の取り組みや支援体制づくりに大きな役割を果たせるチャンスが訪れていると考えます。

このような状況の中で、本会がその役割を十分に果たしていくためにも、事業効果、効率性、地域ニーズを重視した経営への転換を図り、発展・強化されることで、地域福祉の推進基盤が高まると考えます。そのために、新しい事業に着手することも視野に入れながら、まずは組織全体で課題を共有し、組織として一定の方針のもとに事業展開を図ることやサービスの質の向上、職員のやる気に結びつける仕組みを構築するため、中期計画を定めるものです。

第2節 本会の使命

本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、「だれもが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を推進することを使命としています。

これまで、住民をはじめ他の民間福祉団体や行政の理解を得ながら、住民との協働により、地域福祉の推進に取り組んできました。これからも住民主体の福祉活動を推進するため、住民との連携を強化しながら、福祉課題の把握と福祉サービスの開発、小地域福祉ネットワークシステム構築の推進など、住民福祉活動の啓発や支援を行う必要があります。

そのためには、地域に開かれ信頼性のある組織を目指し、運営の透明性や中立性を保つと

第2部 社協発展・強化計画

ともに、情報公開や説明責任を果たさなければなりません。

使命を、実践していくために、日常の中で、役員と管理職員・職員がともに組織使命を意識しながら話し合い、使命と実践がかみ合ったものになるように、日常業務に反映させていただきます。

第3節 経営理念

本会は、使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

1. 住民参加・協働による福祉社会の実現
2. 地域における利用者本位の福祉サービスの実現
3. 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
4. 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

1. 住民参加・協働による福祉社会の実現

地域住民、民生委員・児童委員*、社会福祉施設、ボランティア及び市民活動団体や福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる団体・組織との相互理解と協働によって住民主体の福祉コミュニティ*の形成を実現します。

2. 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域においてだれもが地域社会の一員として、尊厳をもって生活が送れるよう自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現します。

そのためにも、「個人の尊厳」を基本とし、生活に問題を抱えていても、他者による支援や福祉サービス等社会資源を活用しながら、地域社会において自立した生活ができるよう支援活動を展開します。

3. 地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域住民、保健、医療、福祉の関係組織・機関はもとより、教育、就労等生活関連組織・機関と連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を構築します。

4. 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

事業展開を通じて地域の福祉課題を捉え直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発に挑戦します。

また、制度の谷間にある福祉課題や地域から孤立している世帯・複合的な課題を抱えている世帯への支援など、これまでの制度や住民福祉活動で対応しきれなかった課題に対し積極果敢に取り組みます。

第4節 組織運営方針

本会は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、以下による組織運営を行います。

- 1. 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たす。**
- 2. 事業の展開にあたって、住民参加を徹底する。**
- 3. 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行う。**
- 4. すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を順守する。**

第5節 今計画の重点目標

1. 今計画で目指すもの・・・「〇〇しやすい社協」

「あなたもわたしも主役一つながりあい、支えあうまち はちおうじー」の実現のために、必要な本会の事業、組織、財務に関する取り組みを、この社協発展・強化計画の中で明示します。

また、住民にとって、「活動が見えにくい」、「活動内容がわかりにくい」、「関わりづらい」という現在の本会のイメージを、「見えやすい」、「わかりやすい」、「利用しやすい」、「頼りやすい」などの「〇〇しやすい社協」に生まれ変われるような実践活動の展開を図ります。

第2部 社協発展・強化計画

2. 重点的取り組み

重点取り組み1 地域密着型の総合的・包括的な支援体制の確立

① コミュニティソーシャルワーカー*の役割の強化

身近な生活の場である小地域の福祉課題を、その地域の住民が中心となり解決していく小地域福祉活動を支援する、本会職員であるコミュニティソーシャルワーカー*を任命し、その役割を強化します。

② 地域圏別の担当制の導入

「八王子市基本構想・基本計画*」にある6つの地域区分を参考に6つの地域圏を定め、地域圏別の担当制を導入し、その地域圏での福祉ネットワークづくりや社会資源のコーディネート機能を強化することにより、地域圏に密着した総合的・包括的支援を実施していき、安定的かつ効果的な支援を目指します。

なお、この計画での地域圏の範囲については、将来的にはより身近な日常的な生活圏域での地域区分を目指します。

③ 地域圏別の組織体制の確立

地域圏での福祉活動の総合的・包括的支援体制を構築するために、すべての事業を有償・無償・委託・独自または利用分野といった事業の枠組みを超えて、可能な限り地域圏別に展開を図っていきけるよう事務局組織を改編します。

また、理事会・評議員会のあり方や会員会費の活用方法などを見直し、支援体制の確立を目指します。

重点取り組み2 最後まで安心して生活できるよう、権利擁護*体制の確立

認知症*高齢者・知的障がい者・精神障がい者などの判断能力が不十分あるいは欠けているため、自己決定・自己選択が困難で、福祉サービスを利用できない状況が生じています。

このような方々の権利を擁護し、支援する制度としては、地域福祉権利擁護事業*や成年後見制度*がありますが、いまだ周知、活用は充分には進んでいない状況がみられます。

そのため、今日の契約社会において十分な対応ができない方を総合的・一体的に支援を展開し、市民にとってわかりやすい・利用しやすい体制を確立します。

その支援システムの中核として「権利擁護*センター（含む成年後見支援センター）」を本会に設置し、市民が安心して契約社会の中で生活できる環境を整備します。

第2章 組織改革

本会の組織を、八王子市地域福祉推進計画の実現、社会情勢や生活課題などに対応し、住民主体の課題解決の支援を可能にする組織へと改めます。

第1節 社協会員制度

【現状と課題】

本会の活動に賛同した方々を募り、その賛同者から会費をいただく会員制度は、“地域福祉の主体である住民の皆さん”と“地域福祉を推進する本会”が一体となって福祉のまちづくりを行う仕組みとして、大正15年創設当初から続くものです。

しかし、会員数、会費収入は、平成9年度のピーク時に比べ、会員数で87%、会費収入で58%までに減少しています。また、会員募集手続きを担う町会・自治会については、未協力の町会・自治会もあり、市内の60%の世帯では、会員募集の取り組みが行われていないのが現状です。

住民による住民のための福祉活動の支援を行う本会の会員数が少ないことは、本会が「すべての住民の参加によって自主的に運営される組織」を目指すうえでも、また、会費収入によって自主的な福祉活動の展開に必要な財源を確保するうえでも克服しなければならない重要な課題といえます。

そのためにも、本会の組織や活動、会費の使途を住民にとって目に見えるものにしていくことを重視しながら、住民にとって「理解されやすい」「加入しやすい」会員制度を構築して、一層の会員の増強に努める必要があります。

また、会員募集の取り組みが行われていない町会・自治会や地域に対しては、取り組みが行われるように働きかけを行うとともに、町会・自治会加入世帯の減少に伴い、個人会費の増収は見込めない状況であることから、市内に事業所がある団体及び企業を対象に「企業市民」として会員の加入をお願いし、財源の確保に努める必要があります。

【今後の方針】

① 「会費の使途が見えるもの」へ

会費の使途が見え、身近な生活課題や地域課題の改善や解決を目指す活動の財源となるよう、会費を徴収した地域圏に一定割合を還元し、当該地域圏における小地域福祉活動などの運営のための資金とします。

なお、将来的にはより細分化した身近な日常的な生活圏域での地域区分の設定を目指し、その地域区分へ還元します。

第2部 社協発展・強化計画

② 団体及び企業会員区分の新設

市内に事業所がある団体及び企業の多くが本会会員になっていただけるように、本会活動のPRに努めるとともに、団体及び企業にとって効果的な社会貢献活動として位置付けしやすいうように、「理解されやすい」「効果がある」「加入しやすい」団体会員制度を構築します。

そのために、現在の会費金額に応じた会員区分を見直し、団体及び企業の会員区分を新設します。（「企業市民会員」や「団体会員」などが案として考えられます。）

【行動計画】

No.	行動内容	22年度	23年度	24年度	25年度
17	会員会費を徴収した地域圏に一定割合を還元	具体的方法の検討・規程整備	実施 → (2地域圏)		実施 → (4地域圏)
18	団体及び企業会員区分の新設	具体的方法の検討・規程整備	実施 → (22年度加入団体数比10%増)		

第2節 理事会・評議員会のあり方

【現状と課題】

理事会は、本法人の業務を決定する重要な意思決定機関、経営組織であり、会長職1名、副会長職3名、経営管理理事として常務理事1名、理事10名の計15名で構成されています。常務理事は事務局長を兼ねており、常務理事以外は、必要に応じて会議に出席する非常勤職です。

また、評議員会は、本法人の業務と財産状況、役員の業務執行の状況などの重要事項について審議する機関です。

本会は住民の参加によって自主的に運営される組織で、公共性の高い団体であることから、理事・評議員の選任については、各方面の幅広い意見を反映するため、次表の一覧の選出区分に沿って選任されています。

このような状況のもと、就任している理事・評議員の方々の本会運営への参画意識に格差があることも否めません。そのため、本会運営への参画の意義や重要性の理解を働きかけ、意識の向上を図りつつ、参画しやすい環境づくりに努めることが重要です。

また、地域密着型の総合的・包括的な支援体制を確立するため、本会運営に「住民の声が取り入れやすい」体制づくりや、社会情勢の変化から求められる公共的・公益的かつ信頼性の高い経営を実現するために、「強く、健全な組織づくり」を再構築する必要があります。

〈現状の理事・評議員構成一覧〉

No.	選出区分	理事	評議員
		選任数	選任数
1	八王子市民生委員児童委員協議会	5	11
2	八王子市町会自治会連合会	3	12
3	八王子施設長会	1	2
4	学識経験者（経営者）	2	
5	学識経験者（弁護士）	1	
6	学識経験者（税理士）	1	
7	行政（八王子市）	1	2
8	八王子市社協（事務局長）	1	
9	八王子市商店会連合会		3
10	八王子市保健所		1
11	障がい当事者団体		2
12	八王子市内児童施設長会		1
13	八王子市私立保育園協会		1
14	八王子市老人クラブ*連合会		1
15	浅川地区社会福祉協議会		1
16	ボランティア関係者		3
合 計		15	40

【今後の方針】

① 新任理事・評議員への研修体系の確立

参画の意義を明確にするため、新任理事・評議員に対して、社会福祉の基本理念、社協使命や住民参画の意義などについての研修体系を確立します。

② 議論の活性

理事会・評議員会の一層の活性化を図るため、担当する会議に出席した場合には、一度も発言をしないことがないよう、輪番制で発言者を定めるなど意見発表の機会を得ることで、発言しやすい環境をつくります。

③ 選出区分の見直し

今後の理事・評議員の改選時期などにおいて、理事会・評議員会を中心に関係機関・団体と連携を図りながら理事会・評議員会の選出区分や選任数の見直しを検討し、住民ニーズが反映されやすい組織運営を再構築します。

第2部 社協発展・強化計画

④ 経営管理理事のあり方

中長期の経営ビジョンを描け、経営に専念して経営ノウハウを蓄積し、かつ内部けん制・チェック体制の強化できる体制づくりのため、経営管理理事の任期や副会長・常務理事職務権限、事務局長との兼務について見直しを行い、住民から「頼れる」「責任ある」組織運営を再構築します。

【行動計画】

No.	行動内容	22年度	23年度	24年度	25年度
19	新任理事・評議員への研修体系の確立	具体的方法の検討・研修体制整備 実施 → (理事一斉改選)	充実 → (評議員一斉改選)	充実 → (理事一斉改選)	充実 → (評議員一斉改選)
20	議論の活性	具体的方法の検討 実施 →	→ 充実 →		
21	理事・評議員会の選出区分や選任数の見直し	具体的方法の検討・関係団体との調整	→ 必要に応じて実施 →		
22	経営管理理事の見直し	具体的方法の検討・関係団体との調整	→ 必要に応じて実施 →		

第3節 部会・委員会等のあり方

【現状と課題】

部会については、本会運営において専門的事項の協議の場として、規程に基づき総務部会、高齢者部会、児童部会、障害者（児）部会、広報部会の5部会が設けられており、各部会は副会長職、理事及び評議員、その他関係する団体から選出された部会員が年2回程度、住民ニーズに則した事業推進を図るために協議を行っています。

委員会などについては、主に事業運営について専門的に協議する場として、現在、ボランティア活動推進協議会、歳末たすけあいバザー実行委員会、生活福祉資金調査委員会、成年後見活用あんしん生活創造事業運営委員会、財産保全・管理サービス運営審査会、苦情解決第三者委員会の6つの委員会などが設けられています。各事業に精通した委員により円滑な事業運営を図るため、年間数回の協議を行なっています。

部会・委員会などの課題として、特に、部会活動は、市内の福祉活動全般についての意見や仕組みづくりの提案を行う場となるべきものですが、本会の例年事業の報告の場として形骸化しています。

【今後の方針】

地域密着型の総合的・包括的な支援体制を確立するため、現在、対象分野ごとに設けられている部会を、この計画で定める6つの地域圏ごとの福祉課題の発見、対応、事業や組織運営戦略の検討・研究などについて、住民主体で検討を行う場（地域福祉推進協議会）に改めていきます。

また、地域福祉推進協議会が総合的・包括的な支援体制を確立するため、地域の人・物といった社会資源のネットワークづくり組織を構築し、住民ニーズが反映されやすい組織運営を目指します。

なお、法人運営における専門的事項について、協議の場が必要となる場合は、既存の部会の存続・統合や新設などで対応します。

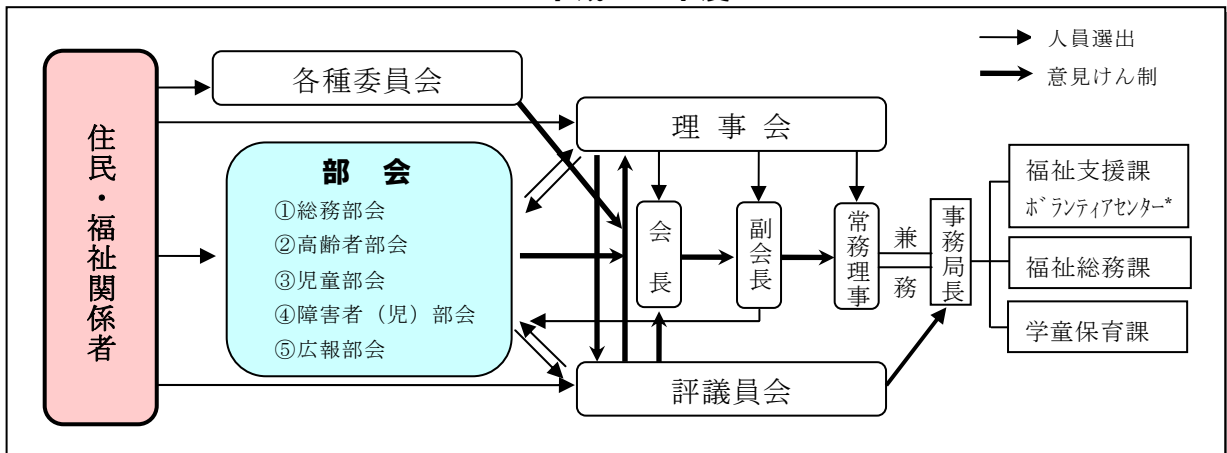
【行動計画】

No.	行動内容	22年度	23年度	24年度	25年度
23	地域福祉推進協議会の設置や部会の再編	具体的方法の検討・規程整備	実施 (2地域圏福祉推進協議会設置)		実施 (4地域圏福祉推進協議会設置)

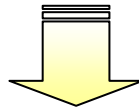
第2部 社協発展・強化計画

【組織体制】

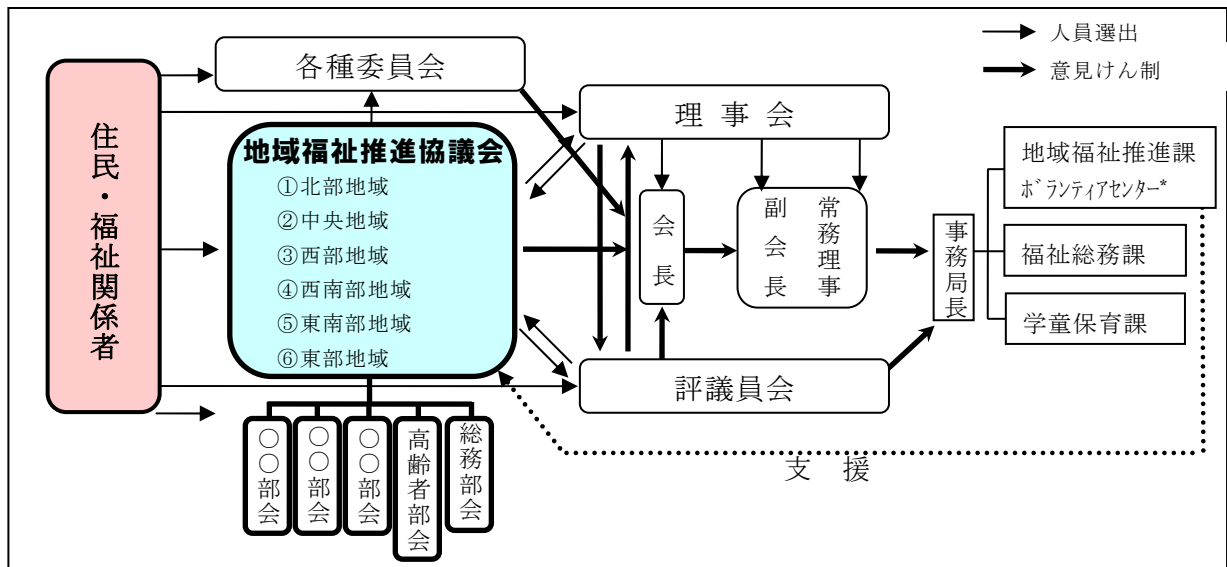
平成 21 年度



※平成 21 年 11 月現在の各種委員会は、①ボランティア活動推進協議会、②歳末たすけあいバザ一実行委員会、③生活福祉資金調査委員会、④成年後見活用あんしん生活創造事業運営委員会、⑤財産保全・管理サービス運営審査会、⑥苦情解決第三者委員会があります。



平成 25 年度



地域圏内社会資源一覧

地域圏 社会資源	中 央	北 部	西 部	西南部	東 部	東南部	計
地域包括支援センター*	2	1	2	3	2	2	12
子ども家庭支援センター*	1	1	1	1	1	1	6
保健福祉センター	0	0	0	1	1	0	2
高齢者福祉センター	1	0	1	1	0	0	3
障害者福祉センター	1	0	0	0	0	0	1
市民センター	4	2	3	3	3	2	17
町会・自治会	117	41	97	117	124	61	557
市立中学校	7	3	7	8	9	4	38
市立小学校	12	5	15	12	17	9	70
高齢者サロン団体 ※社協支援団体	14	6	7	15	14	8	64
子育てサロン団体 ※社協支援団体	3	2	1	1	4	0	11

資料：H21.12 末現在
町会・自治会数は H21.6 現在

第4節 指定管理者制度*への対応

【現状と課題】

八王子市では、民間のノウハウを広く活用し、効果的・効率的な施設運営と市民サービスの向上を目指し、平成16年度から指定管理者制度*を導入しています。

本会関連事業においては、恩方老人憩の家と長房ふれあい館が平成18年度から指定期間3年間の本制度に移行しました。また、学童保育所*についても、平成16年度からの新規学童保育所*6施設が本制度で実施、平成18年度からはこれまで管理受託してきた学童保育所*40施設が指定期間5年間の本制度に移行しました。

福祉施設は、職員と利用者の信頼関係が重要ですが、3～5年間という短い期間で区切られる指定管理者制度*では、利用者や地域との信頼関係を構築していくことが難しいため、より長期的な運営を視野に事業展開されることが望まれます。

また、指定管理者が交代するリスクがある中では、正規雇用が困難なために非正規（有期）雇用への切り替えが行われた結果、雇用の不安定化につながっている事例が多くみられ、最も重要であるサービスの質の向上を実現させていくうえで、大きな課題となっています。

このような状況のもと、長期間安定した施設運営と質の高いサービスの提供が可能な

第2部 社協発展・強化計画

事業者として、本会が住民から望まれることが必要です。

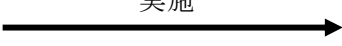
〈八王子市における学童保育所*運営形態の推移〉

	S54	S62	H3	H6	H14	H16	H18	H19	H21
八王子市 (公設公営)	11	11	11	11	11	—	—	—	—
社会福祉協議会 (公設民営)	—	—	1	11	22	46	46	46	40
他の指定管理者 (公設民営)	—	—	—	—	—	—	8	14	24
自主 (含子ども会館)	—	12	22	15	21	15	11	8	4
計	11	23	34	37	54	61	65	68	68

【今後の方針】

住民代表者をはじめ、学識経験者や関係機関・団体の関係者からなる外部委員による、「本会における指定管理者制度*受託のあり方検討委員会」を平成 23 年度に設置し、課題の検討や今後の方向性について、会長に答申できるようにします。

【行動計画】

No.	行動内容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
24	本会における指定管理者制度*受託のあり方検討委員会の新設	具体的方法の検討・規程整備 (学童保育所*第 1 期指定期間終了)	設置答申 (恩方老人憩の家・長房ふれあい館第 2 期指定期間終了)	実施 	



学童保育所の様子

第5節 事務局組織の改革

1. 新たな事務局体制

【現状と課題】

現在、事務局は事業別に福祉支援課、福祉総務課、学童保育課の3課の体制を執っています。各課の主な業務などは次表のとおりです。

〈本会事務局の業務体制〉

		主な業務の内容
福祉支援課		ボランティアセンター*の管理運営、ボランティア活動の推進、有償家事援助（ういず）サービス事業*、サロン事業、浅川地区社協との調整、車いす貸出事業、手話通訳・要約筆記協力者派遣事業
福祉総務課	総務担当	人事・労務管理、財務・会計、各種事業内容の質の確保や執行管理、収益事業、法務
	事業担当	高齢者・障がい者・児童福祉に関する事業、広報活動、共同募金運動、恩方老人憩の家や長房ふれあい館の管理運営
	総合相談担当	福祉サービス総合支援事業、成年後見活用あんしん生活創造事業
	生活福祉資金担当	生活福祉資金貸付事業
	生活安定応援担当	生活安定化総合対策事業（平成22年度までの期限付き事業）、住宅手当緊急特別措置事業
学童保育課	学童総務担当	人事・労務管理、財務・会計、事業運営の総括
	第1ブロック事業担当	ブロック内の学童保育所*の管理運営
	第2ブロック事業担当	
	第3ブロック事業担当	
	第4ブロック事業担当	

平成21年11月現在の本会職員は、247名（除く臨時職員）で、指定管理者として受託している事業専門の職員が全体の86.7%にあたる214名、八王子市や東京都社会福祉協議会から事業を受託している事業専門の職員が5.2%にあたる13名となっております。

上記以外の地域福祉の推進のために従事する職員（以下、「地域福祉活動職員」という。）が8.1%にあたる20名で、法人運営部門に7名、地域福祉活動推進部門に5名が、また、ボランティア活動推進部門に8名が従事しています。

また、職員種別も定年制である正規職員が34.0%のみで、その他、嘱託職員が66.0%で、非正規職員の割合が高くなっております。

第2部 社協発展・強化計画

〈本会人員数事業別一覧〉

No.	区分	事業名	正職	嘱託職員		小計	割合
				常勤	非常勤		
1	指定管理者	学童保育事業	70	24	111	205	83.1%
2		恩方老人憩の家			3	3	1.2%
3		長房ふれあい館			6	6	2.4%
4	委託	生活福祉資金貸付事業		1	3	4	1.6%
5		福祉サービス利用援助事業	1		3	4	1.6%
6		成年後見活用あんしん生活創造事業	1			1	0.4%
7		住宅手当緊急特別措置事業		1		1	0.4%
8		生活安定化総合対策事業		2	1	3	1.2%
9	独自	地域福祉活動職員	12	2	6	20	8.1%
合計			84	30	133	247	100.0%
割合			34.0%	12.1%	53.9%		

※平成21年11月1日現在

八王子市は、55万人の市民を擁し、その面積も186.31km²と広域な首都圏西部の中核都市です。

このような市域における地域福祉推進の中核的団体である本会は、委託事業の増加により職員数は増えていますが、地域福祉活動職員はここ数年横ばいで推移しています。

今後の八王子市の福祉のまちづくり推進のため、地域福祉推進の中核的団体である本会は、人口規模や面積、事業内容などを総合的に勘案したうえで、職員数を定め配置することが必要とされます。

また、人件費抑制の流れから、職員の職種も有期雇用者である嘱託職員や臨時職員の比率が増加している中で、地域福祉推進のために必要な地域特性の理解や人的なネットワークの形成といった時間を要するものを取得し、継続して専門性を高めていくために離職率を低くすることが課題です。

なお、正規職員と非正規職員、常勤職員と非常勤職員との職務・権限と責任を明確にし、その職責に応じた独自の賃金体系については、市民サービス向上を目的に検討する必要があります。

さらに、一律的な定期昇給廃止や人事考課制度の導入を社会情勢の変化を見極めながら検討する必要があります。

【今後の方針】

① 事務局体制の改編

すべての事業を有償・無償・委託・独自または利用分野といった事業の枠組みを超えて、可能な限り小地域別に展開を図っていくよう事務局組織を改編することによって、住民が自ら行いたいと考える福祉活動を支援できる組織体制を目指します。

また、地域密着型の総合的・包括的な支援体制を確立するため、「八王子市基本構想・基本計画*」の地域区分を参考に本会独自で定める6地域圏ごとを対象とする事業展開の中心的な役割を果たす地域圏担当制を導入します。この地域福祉の推進を担当する地域福祉推進課には複数の職員を配置し、福祉ネットワークづくりや社会資源のコーディネート機能の強化を図ります。

なお、この地域圏担当制は、広域かつ多様な地域性をもつ八王子市の実態から、まず、モデル地域圏を1地域圏選定し、その後、課題解決を図りながら徐々に全市に展開していきます。



② コミュニティソーシャルワーカー*の任命

コミュニティソーシャルワーカー*は、地域密着型の総合的・包括的な支援体制の確立を実現するための中心的な役割を担います。

本会職員であるコミュニティソーシャルワーカー*の担当する地域圏を定め、従来、各課・事業ごとに行っていた地域への福祉活動の支援を、事業や分野を超えて横断的かつ一元的に展開します。

また、コミュニティソーシャルワーカー*は、常に住民の側に軸足を置きながら、地域福祉活動が住民による自発的、主体的に活性化することを目指し、活動していきます。

第2部 社協発展・強化計画

③ 地域福祉活動推進員の配置を働きかけ

コミュニティソーシャルワーカー*をはじめ本会は、地域福祉活動を支援する立場で、地域福祉の主体は地域住民にあると考えております。地域福祉の主体者である住民とその支援者である本会との協働のシステムの一環として、地域圏の住民の中からその地域の特性に応じ、地域福祉活動推進員を複数選任し、その地域圏の福祉ニーズの発見・分析・共有やその解決のための対応を地域住民である地域福祉活動推進員が主体的に行うことによって、円滑かつ効果的な地域福祉活動の展開を図ります。

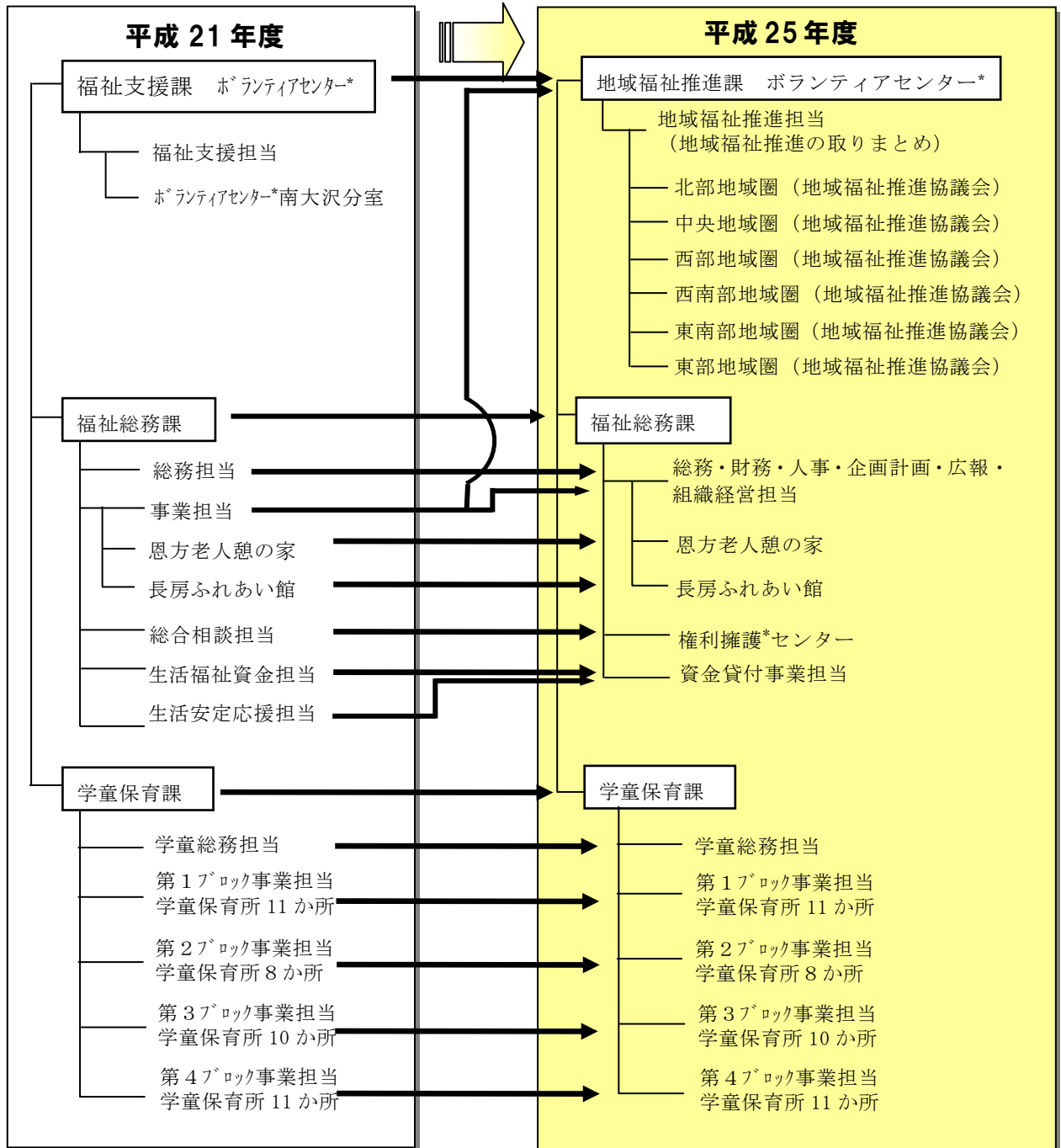
【行動計画】

No.	行動内容	22年度	23年度	24年度	25年度
25	事務局体制の改編及び現行事業の見直し	具体的方法の検討・規程整備 実施 (地域福祉推進員設置)	充実		
26	コミュニティソーシャルワーカー*の任命	実施 (モデル地域圏の担当を任命)	実施 (1地域圏の担当を任命)	実施 (4地域圏の担当を任命)	充実
27	地域福祉活動推進員の配置	具体的方法の検討 実施 (モデル地域圏に配置)	実施 (1地域圏に配置)	実施 (4地域圏に配置)	充実



社協の相談業務の様子

【事務局体制】



第2部 社協発展・強化計画

2. 権利を擁護する体制の確立

【現状と課題】

福祉サービス総合支援事業や成年後見活用あんしん生活創造事業などの権利擁護*の支援事業は、本人、家族や関係者から権利擁護*などの相談が年々増加しつつあり、弁護士、司法書士による複雑な問題に対応する専門相談の需要も増えてきていますが、依然、一部の方の相談にとどまっている状況です。

平成21年度八王子市市政モニター第1回アンケート結果からは、地域福祉権利擁護事業*については、「まったく知らない」が74.5%と最も多く、成年後見制度*についても「名前は知っているがよくわからない」が45.9%という結果となり、制度そのものの周知がまだまだ図られていないことがうかがえます。

また、少子化や核家族化によって、これまでのように親族などによる後見が担えない状況が増えてきており、親族に代わり第三者後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士など）が担ってきましたが、絶対数が不足するといった課題もでてきています。

さらに、高齢者で支援者のいない方は、他界後の事務や供養（墓地）にも非常に不安を感じているとされています。

このような状況の中で、現在の相談窓口は、総合相談担当として実施していますが、市民には窓口の役割がわかりにくいため、わかりやすい相談窓口の設置が必要になっています。

今後、これらの課題などを総合的・一体的に解決していくために権利擁護*センターの設置とともに、行政、関係機関と連携し、サービスの充実を図る必要があります。

【今後の方針】

① 権利擁護*センター(含む成年後見支援センター)の設置

相談者の個人情報を守られ、一目で理解ができ、わかりやすい・利用しやすい相談の場として、権利擁護*センターを設置します。

なお、権利擁護*センターには公募などにより愛称をつけ、市民に親しみやすいものにします。

② 後見監督業務及び法人後見

社会貢献型の後見人の育成・活用の観点から、後見監督業務を実施し社会貢献型後見人*の日常の活動を支援する体制（相談、助言）を構築します。また、法人後見については、今後必要に応じて検討していきます。

③ 他界後の事務処理

身よりのない、ひとり暮らしの方の他界後の事務（葬送、遺産、納骨など）や供養（墓地）を支援する仕組みを検討していきます。

④ 現状のサービスの充実

《相談業務》

相談に応じ、適切な助言や、弁護士、司法書士への専門相談につなげ、適切に対応するコーディネート機能の発揮。

《地域ネットワークの活用》

福祉的な対応以外に、専門的な対応に備え、行政、福祉施設、地域包括支援センター*、第三者後見人団体の弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など関係機関とのネットワークづくり。

《成年後見の申立支援》

親族が成年後見申立を行う場合に書類の書き方など、スムーズな申立に向けた支援及び専門職団体の紹介。

《親族後見人の支援》

後見人同士がいろいろと語れ、課題や悩みを共有する場をつくり、日々の後見業務につなげる連絡会などを開催。

《社会貢献型後見人*などの養成》

親族や第三者後見人団体に、適切につなげられない方に対して、また、第三者後見人から引き継ぐ担い手の養成講習会を開催し、養成・活用を図る。

《地域福祉権利擁護事業*から成年後見制度*につなげる支援》

地域福祉権利擁護事業*の利用者の能力の低下により、成年後見制度*につなげるなど10年目に入った地域福祉権利擁護事業*の実績の蓄積を活かし、成年後見支援を確立する。

《制度の普及啓発》

制度のパンフレットの配布、各種団体への説明会の開催、社協だより、ホームページや八王子市広報などへの掲示、講演会・講座の開催。

【行動計画】

No.	行動内容	22年度	23年度	24年度	25年度
28	権利擁護*（含む成年後見支援）センターの設置	具体的方法の検討・規程整備 （既存運営委員会にて検討） 設置・実施			
29	後見監督業務の実施	具体的方法の検討			
30	他界後の事務支援の検討	具体的方法の検討			

第2部 社協発展・強化計画

第6節 事務局拠点のあり方

【現状と課題】

これまで本会は、八王子市の意向に基づき事務所を移転してきましたが、現在、福祉総務課及び学童保育課が八王子市役所内、福祉支援課が元横山町で執務を行っています。

また、福祉支援課は通称「ボランティアセンター*」として、八王子市のボランティア推進の基幹的な施設ですが、駅や幹線道路から離れた奥まった場所で老朽化したプレハブ内にあり、市民が気軽に利用しやすい施設としては程遠いのが現状です。

社協の事務局の設置場所については、指定管理者として行政から事業を受託する立場において、他地区の状況の多くが、福祉センターや福祉会館内にあります。

今後は、事務局の拠点については、社会情勢の変化や良質な市民サービス提供の観点から、理事をはじめ本会関係者がより自主的・主体的に検討し、必要に応じ、八王子市に対して提案していく必要があります。

〈都内社会福祉協議会事務局の設置場所一覧（除く島嶼）〉


行政所有						民間と行政の共有	民間ビル 賃借
役所庁舎 内	福祉関係 施設内	公営住宅 内	集会施設 内	社協単独	その他(区 立幼稚園)		
10	32	2	3	3	1	1	1

【今後の方針】

本会の事務局の設置場所については、中長期的な市政運営にも影響することから、関係する行政所管とも密接な連携のもとに検討を行います。

また、地域圏に密着した総合的・包括的な支援体制を確立するため、対象地域圏内または近辺にコミュニティソーシャルワーカー*や地域福祉活動推進員を配置することが効果的であると考えられるので、市役所本庁舎以外に市民が、「相談しやすい」、「利用しやすい」場所への移設を目指します。

【行動計画】

No.	行動内容	22年度	23年度	24年度	25年度
31	拠点のあり方について 検討	具体的方法の検 討・提案	必要に応じて実施 		

第3章 人材育成

第1節 人材育成方針

【現状と課題】

これまで本会は、八王子市からの委託事業を中心に、一定の条件下で申請される福祉課題にあらかじめ定められている手段で対応する業務が多かったことや、社会福祉基礎構造改革*以前は競争相手が少なかったことなどから、全般的に中長期的な視野に立った人材育成が重要視されてこなかった傾向があります。

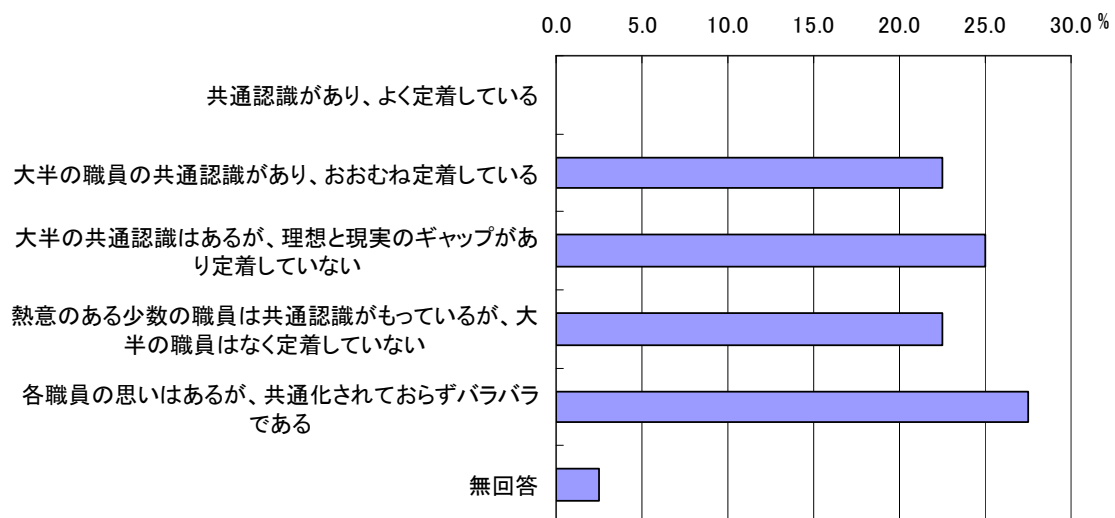
また、事務局が事業別担当制をとっていることや、職員の大多数が特定分野及び事業に従事しているため、担当する事業を中心とした知識や情報の蓄積に主眼が置かれてきました。

そのため、本会の“使命・理念・運営方針”といった根幹となる部分を多くの職員が認識しているとは言えず、また、今までは理解していなくとも業務に支障がでることもなかったため、組織として積極的に示していませんでした。

この組織の基本的な部分が職員間で統一されていないため、統一感・一体感のない組織風土となり、部門間のコミュニケーション不足やセクショナリズムを生み、職員の資質も、従事する担当でまちまちとなっていることは否めません。さらに、人件費抑制の流れから、職員の職種も有期雇用者である嘱託職員や臨時職員の比率が増加していることも、このような状況を更に悪化させています。

次に掲げる職員アンケートの結果からも、これらの問題点を読みとることができます。

- 社協の理念、活動原則、目標といったところが各職員に共通認識があり、日常業務のなかに定着していますか。(SA)



資料：平成21年「社協組織・事業運営、人材育成年検アンケート」

第2部 社協発展・強化計画

【今後の方針】

① 人材育成の方針

「人材育成は職員が主体的に取り組むべきもの」という基本原則の基に、「職員自らによる成長」を促す仕組みづくりの確立に向けて、組織として積極的に推進します。

② 目指すべき職員像

目指すべき職員像

- 暮らしの課題解決を目指して、住民とともに歩める職員
- 地域福祉のプロとして、意欲的に職務を遂行し、成果(変化)を出せる職員
- 時代の変化に適応できる創造性豊かで、行動力と責任感に満ちた職員

《暮らしの課題解決を目指して、住民とともに歩める職員》

住民の暮らしや地域の状況の把握に常時努め、課題を真摯に受け止めることができ、住民と共に改善・解決に向けて誠意と情熱をもって考え、住民の目線で行動し、信頼される職員

《地域福祉のプロとして、意欲的に職務を遂行し、成果(変化)を出せる職員》

地域福祉を推進する本会の一員として、統一的なビジョンや地域福祉の推進に関する知識に立脚し、住民主体の福祉活動を支援していくことで、住民の望む暮らしや地域に変えることができる職員

《時代の変化に適応できる創造性豊かで、行動力と責任感に満ちた職員》

幅広い視野から物事を捉え、それぞれ地域の特色をいかし、既成の考え方にとらわれない発想や積極性に満ちた行動により、地域の課題に取り組み、住民にわかりやすい福祉活動の展開を推進し、住民に対して責任を持って説明することができる職員

③ 職員に求められる能力

職員に求められる能力

- 仕事に対する知識・技術
- 社会全般に関する問題意識と情報収集力
- 人とのつながりを築く能力
- 組織内外での折衝・交渉・調整する能力
- これからの時代に新たに必要とされる法務・情報化対応能力

《仕事に対する知識・技術》

担当業務を遂行するうえで必要とされる専門的知識・技術の習得はもちろんのこと、担当業務以外でも本会が進めている事業に関する知識の習得や情報の共有化を図り、自らの職務遂行に活用していく能力

《社会全般に関する問題意識と情報収集力》

担当する業務、職場の現状に満足することなく、改善の意識を継続させ、福祉に関する研鑽はもちろん、社会全般の基礎的な知識を集収・習得することに努め、活用する能力

《社会福祉を目的とする事業の企画や仕組みづくりの立案と実施する能力》

将来の福祉ニーズの予測・現状の福祉課題に対して達成すべき目標をたてて、それを実現するために必要な枠組み、仕組みを立案、提案し、それを具体的に実行する能力

《人とのつながりを築く能力》

住民との協働活動・利用者との関わり・職場のチームワーク向上などあらゆる場面で、人とのつながりを築くことが仕事の基本となり、相手を受け止め理解する、こちらから伝える、行動で示すなど、適切なコミュニケーションにより人から信頼を得る能力

《組織内外での折衝・交渉・調整する能力》

住民の福祉課題の改善や解決を目指し、組織内や対外的な場での意見の相違や利害の対立を解決するため、関係者との折衝や交渉、調整を行う能力

《これからの時代に新たに必要とされる法務・情報化対応能力》

今日の契約社会における物事を法律的な視点からも捉え、利用者に不利益が生じない仕組みづくりの能力

また、地域への情報発信や業務の効率化を図るためのOA機器活用能力とこれらの情報を有効に活用する能力

第2節 人材育成の仕組みづくり

【現状と課題】

これまでの人材育成のための研修は、中長期的な視野に立ったものでなかったため、一時的なものや効果が見えにくいランダムな実施となっており、結果的に有機的な人材育成に結びついていません。

また、組織として目指すべき職員像や求められる能力を明らかにしていなかったため、職員がどのような知識や能力を磨くべきかわからず、能力・資質の向上を図る意識もまちまちとなっていました。

今後は、職員が自らの成長の必要性を自覚して、目的に向かって努力していく意識改革が必要であり、それを支援する新たな人材育成の仕組みづくりを構築することが必要です。

第2部 社協発展・強化計画

【今後の方針】

職員自身の主体的な取り組みはもとより、組織的に職員の学習機会の支援、適正な環境整備、人事制度が相互に連携することにより、相乗効果を発揮できる仕組みを構築します。

取り組みにあたっては、職員の成長を支援するという共通の目的を達成するために、相互に連携を図ります。

① 研修制度の充実

組織能力を上げていくため、職場研修をはじめ職場外の研修などの多様な研修機会を提供し、職員が効率的かつ体系的に職務上必要な知識・能力を習得でき、時代の変化に的確に対応でき、自己啓発に取り組むことができる環境づくりを推進します。

取組事項		具体的内容
職員研修	基本研修の体系化・充実	採用時及び昇任時に受講し、本会職員としての基礎知識や、各職務層に必要な知識や技能を習得します。 【基本研修の体系】 ・入職前研修（新規採用時）・主任研修（昇任時）・主査研修（昇任時） ・管理職研修（昇任時）
	実務研修の体系化・充実	採用時及び異動時に受講し、各業務担当に必要な知識や技能を習得します。なお、必要に応じては外部研修を活用します。 【実務研修の体系】 ・会計実務研修・労務管理実務研修・生活福祉資金実務研修 ・地域福祉権利擁護事業*実務研修・成年後見制度*実務研修 など
	外部研修の充実	意欲ある職員により多くの研修機会を与え、職務遂行上必要とする知識・技能の習得をするため、職員種別に関わらず、公募により実施します。 なお、福祉に関するものは当然のこと、それ以外にも社会全般に係わる研修機会を与え、社会性やバランス感覚の高い職員の育成を目指します。
自己啓発への支援	職務遂行上必要とする又は今後必要となってくるとされる資格・技能を自主的に修得しようとする職員に対し、その修得に要する時間の一部を職免とすることや経費の一部を助成します。	
人材情報の蓄積と活用	職員の主な研修参加履歴・資格取得状況等を人材情報として蓄積し、人材登用等に活用します。	

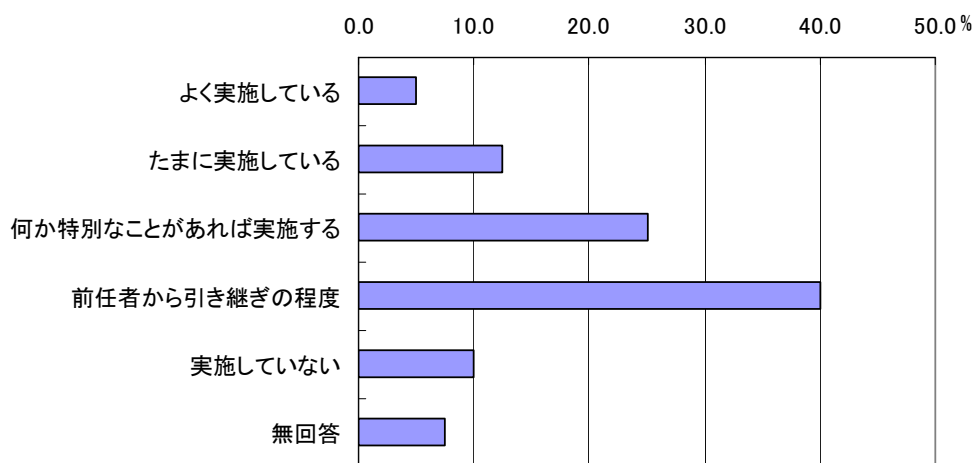
② 共に育つ職場づくり

人材育成を進めるためには、職員研修や人事管理などの手法を充実するだけでなく、人材育成の現場である職場環境の熟成が不可欠です。

職場や組織の体質・雰囲気は、職員の学習意識に大きな影響を及ぼすことから、自己研鑽に意欲を持つ職員を支援する雰囲気・職場風土を醸成していきます。

取組事項	具体的内容
職場研修（OJT）の推進	職員の成長のフィールドである各職場で、先輩職員が的確に職場研修を実施することにより、職員の能力向上、育成を図ります。
コミュニケーションの活性化	職員一人ひとりが協力しあい能力向上に努め、相互啓発的な雰囲気をつくり上げるよう意識的に努力するとともに、各担当主査が率先して学習的職場づくりに取り組みます。
組織目標や情報の共有化の推進	組織目標や情報の浸透が図られる機会として社協検討会（主査級以上）及び仕事開始前のミーティングは、職員の育成の観点からも工夫を加えた会議等が開かれるよう各担当主査に働きかけます。また、組織目標や情報の共有化のうえに立った、職員各自の目標を一定期間毎に設定して、日常から目的意識を持った行動できる体制づくりに取り組みます。
職員の健康づくりの推進	健康相談体制を整備し、健康診断やメンタルヘルス障害対策についての相談会などを開催し活用することにより、心身疾患の予防と早期対応を重視した職員の健康向上を図ります。

■ 職場で上司や先輩が、職務を通じての研修(OJT)を実施していますか。(SA)



資料：平成21年「社協組織・事業運営、人材育成点検アンケート」

第2部 社協発展・強化計画

③ 人事管理

職員の能力と意欲をいかに人材育成の視点に立ち、人材の確保、職員の配置管理、人事管理制度の整備を中核とした人事管理を目指します。

取組事項	具体的内容
職員採用の選考強化	公益的な社会福祉に対する意欲・意識を重視し、知識のみに偏らない、人間性を考慮した採用に努めます。
職員の配置管理	人事異動を通して、職員が幅広い視野や知識、技術の習得が得られるように努めます。特に、総合職である正規職員については、長期的な観点から人材の育成を図るためにジョブ・ローテーション（職場を計画的に交代することにより職員の能力・知識の向上を図り、人材を育成する手法）を進めます。また、職員の意欲、能力、適性を把握し、適材適所に配置するための経歴管理と基準づくりを検討します。
人事管理制度の整備	<ol style="list-style-type: none"> 人事考課制度の導入 組織の活性化や人材育成の促進を図るため、人事考課制度の導入に向けた検討を行います。 昇任管理 職員の意欲・能力・実績を的確に把握し、年功にとらわれず能力や実績を重視した昇任管理を目指します。 表彰制度の活用 勤続年数のみの表彰制度から職員の功績、提案などをたたえる表彰や評価制度の活用を図っていきます。 再任用制度の活用 長年の経験豊かな知識をもった定年退職者の再任用制度の有効活用を図っていきます。

【行動計画】

No.	行動内容	22年度	23年度	24年度	25年度
32	研修制度の充実	具体的方法の検討・ 研修体系や基準整備 実施 →	→ 充実 →		
33	共に育つ職場づくり	具体的方法の検討・ 実施体制整備 実施 →	→ 充実 →		
34	人事管理	具体的方法の検討・ 関係団体との調整	→ 必要に応じて実施 →		

第4章 財務基盤

第1節 財務

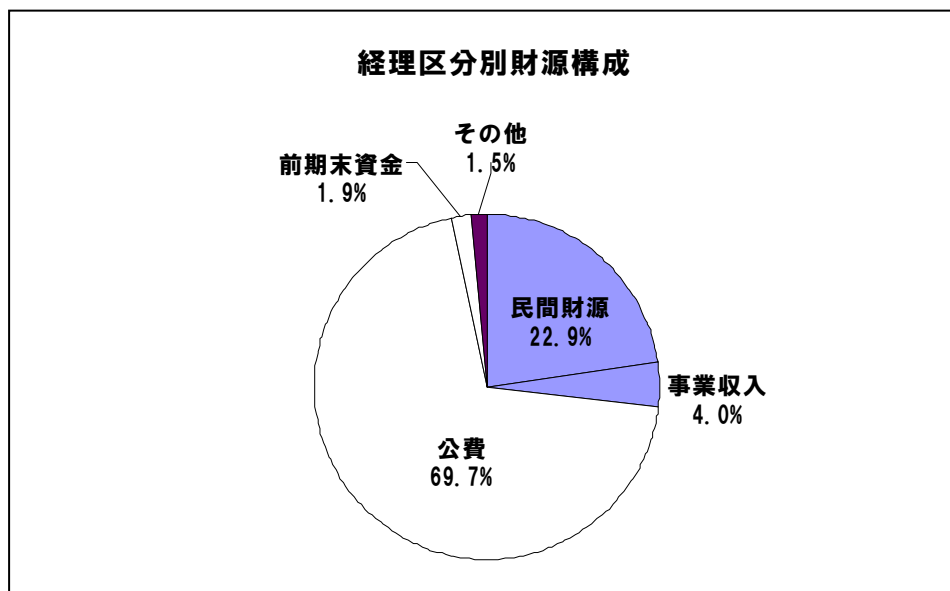
【現状と課題】

本会は、市内の地域福祉を推進する中核的な社会福祉法人として、住民・福祉関係者・行政の参画により、公共性・公益性の高い事業を非営利で展開しています。このようなことから、人件費や事業費の多くが「公費」で賄われています。

本会の平成21年度当初予算の財源構成は、会費、寄付金や共同募金配分金などの「民間財源」が22.9%、福祉サービスの利用料、自動販売機などの手数料や利息配当金収入などによる「事業収入」が4.0%、補助金、受託金や指定管理料などの「公費」が69.7%、過去からの運転資金残高である「前期末資金」の残高が1.9%、「その他」1.5%が会計・経理区分間繰入収入となっています。

しかし、今日の社会情勢の変化や多様化する福祉ニーズに柔軟かつ迅速に対応して、「住人に頼られる福祉活動」や「民間団体である本会らしい福祉活動」を展開するためには、「民間財源」や「事業収入」といった自己財源の強化が求められます。

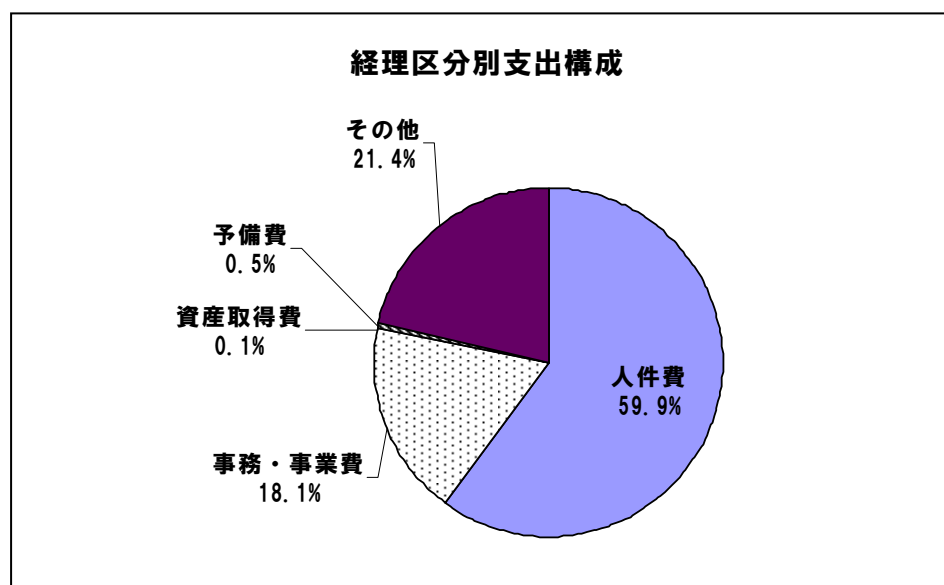
【財 源】



※平成21年度

一方、支出の構成は、「人件費」が59.9%、事務費支出、事業費支出や助成金支出などによる「事務・事業費」が18.1%、固定資産取得費などの「資産取得費」が0.1%、「予備費」が0.5%、「その他」21.4%が会計・経理区分間繰入金支出や積立預金積立支出となっています。

【支 出】



※平成 21 年度

【今後の方針】

① 寄付金、募金の強化

寄付金を継続的かつ安定的にいただけるようにするため、これまで以上に「使途が見えるもの」として、情報公開に努めることはもとより、寄付者の温かいご意向が伝わるように、住んでいる地域、特定分野や活動のための資金として寄付できる「特定寄付制度」の創設やメニューづくりを行います。

また、誕生日や記念日に寄付いただく「メモリアル寄付」の提案を行うことや、所得控除や損金算入といった税制上の優遇措置制度の周知を社協だよりなどの広報媒体を通じて図り、より身近に気軽に寄付できる環境整備を進め、住民が主体的に地域福祉に参加できる寄付の定着や醸成に努めます。

さらに、募金活動に関しては、東京都共同募金会において行われている赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動の募金発展のための改革の議論を見据えながら、八王子市に合った募金活動の再構築を図ります。

② 事業収入の強化

事業の経費の一部として、事業の利用者・協力者からの利用料や会費、社協だよりへの広告掲載に伴う広告料などは、関係者との十分な協議のうえ、社会情勢を見極めながら検討を行い、適正な価格への移行に努めます。

③ 収益事業の拡大

社会福祉事業の財源に充てる自己財源確保のための、公共施設への自動販売機や証明写真機の設置については、引き続き、手数料率の向上に努め還元額の増加を図るとともに、公共施設の新設やリニューアルに際しては、設置について関係機関に積極的に働き

第2部 社協発展・強化計画

かけるなどし、事業の発展強化を行い、安定した収益の確保を行います。

また、社会貢献活動の一環として、本会ステッカーを貼付した自動販売機などを民有地へ設置する事業について、検討します。

さらに、自己財源確保の一環として、平成20年7月より開始した「不要入れ歯回収・寄付事業」のような、財源確保につながる事業の研究を積極的に行い、本会らしい収益事業の開拓に努めます。

【行動計画】

No.	行動内容	22年度	23年度	24年度	25年度
35	「特定寄付制度」「メモリアル寄付」の創設やメニューづくり	具体的方法の検討・実施体制整備 実施	充実 →		
36	身近に気軽に寄付・募金できる環境整備	具体的方法の検討（広報活動・募金箱設置など）・実施体制整備 実施	充実 →		
37	住民が主体的に募金するシステム構築	具体的方法の検討・関係団体との調整	再構築	充実 →	
38	事業収入の強化	具体的方法の検討・関係者との調整	必要に応じて実施 →	充実 →	
39	収益事業の拡大	具体的方法の検討・関係団体へ働きかけ	実施 →		



社協が設置している自販機

第2部 社協発展・強化計画

第2節 財務管理

【現状と課題】

本会は、住民をはじめ福祉関係機関・団体の参加によって自主的に運営される公共性の高い団体であり、また公費や会員会費、寄付金などの社会的かつ貴重な財源を活用して経営・活動を行っていることから、地域住民などへ財務諸表の開示などを積極的に行うことが求められます。また、扱う資金については、効果的かつ効率的な運用に努めることはもとより、その取り扱いについては、不祥事故防止に向けた体制強化に積極的に取り組む必要があります。

現在、国の会計基準をはじめ、東京都や八王子市の指導に基づき、経理規程などを整備して法令順守に努めるとともに、監事による内部監査が年1回、また、社会福祉法*に基づく東京都の指導検査が概ね3年に1回、八王子市による監査が不定期実施されて、経理事務や資産管理状況を定時・随時評価を受けております。また、社協だよりやホームページを通じて、予算決算状況などの財務状況をはじめ、事業の計画や報告、職員数や給与支給状況を公開して、法人運営の透明性を高めております。

また、資産管理については、ペイオフ対策の観点から安全性を第一に効率性を考慮した資金の管理及び運用を規程や要綱を整備して行っています。

〈公共債保有及び受取利息配当金収入一覧〉

項 目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
公共債保有金額（額面）（千円）	250,000	300,000	400,000	499,000	542,000
内 国債保有金額（千円）	150,000	150,000	150,000	150,000	193,000
内 都債保有金額（千円）	100,000	150,000	250,000	349,000	349,000
受取利息配当金収入（千円）	2,041	2,265	2,630	4,174	4,381
前年度増減割合（%）	0.00	110.90	116.20	158.70	105.00

【今後の方針】

① 内部けん制の強化

これまで以上に、不正経理などの不祥事故防止に向けた体制強化に努めます。

そのため、年1回の決算時の内部監査の他に、中間決算時の内部監査を実施して年2回の監査を行い、本会運営についてより客観的に評価してもらうとともに、日常の出納業務についても内部けん制のルールづくりを図り、不正のできない体制をつくり、住民から信頼される社協をつくりたい。

② 情報公開の強化

本会が住民から信頼を得るためにも、民間企業以上に事業内容や運営状況などを市民の皆さんへ説明していく必要があるため、財務状況をはじめ、事業状況を住民が気軽に閲覧できる体制を整備するとともに、主要または抽出した事業における細かい利用実績

や費用を明らかにします。

また、利用者アンケートなどを実施し、それらの分析結果をわかりやすく公開して、住民の立場から福祉サービスの評価を受け、透明性の高い社協をつくります。

③ トップマネジメント力の強化

各種専門家、専門団体の活用や経営理事枠を確立して役割を明確化するなど、本会自ら地域ニーズに基づいた経営ビジョンを描け、それを具体化できる組織体を築き責任ある社協をつくります。

また、平成 21 年 3 月 31 日現在、6 億 6,954 万円ある 2 基金の今後の活用について、専門的かつ経営的な視点で検討できる環境整備に努めます。

【行動計画】

No.	行動内容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
40	内部けん制の強化	具体的方法の検討・ 規程整備	実施 →	充実 →	
41	情報公開の強化	具体的方法の検討	実施 →	充実 →	
42	トップマネジメント力の強化	具体的方法の検討・関係団体との調整	必要に応じて実施 →		



社協だよりとホームページ

資料編

1. 八王子市地域福祉推進計画策定委員会

(1) 策定の経緯

策定の経緯は次のとおりです。

年 月 日	概 要
平成 21 年 5 月 29 日	第 1 回八王子市地域福祉推進計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・委員長・副委員長の選任について ・作業部会の設置・構成について ・市政モニタリングアンケートの実施について
平成 21 年 8 月 18 日	第 2 回八王子市地域福祉推進計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・作業部会の進捗状況について ・既存事業の現状と課題について ・市政モニタリングアンケート結果について
平成 21 年 11 月 25 日	第 3 回八王子市地域福祉推進計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・作業部会の進捗状況について ・計画の構成（案）について ・計画の素案について ・計画の愛称について
平成 22 年 1 月 28 日	第 4 回八王子市地域福祉推進計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の愛称について ・計画に対する意見について ・八王子市地域福祉推進計画（素案）について
平成 22 年 2 月 16 日	第 5 回八王子市地域福祉推進計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画に対する意見について ・八王子市地域福祉推進計画（素案）について

(2) 八王子市地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第 1 条 社会福祉法人八王子市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 20 条第 2 項の規定に基づき、地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、八王子市における地域福祉の推進と本会の事業の充実・強化及び体制の確立を目指す。

(目 的)

第 2 条 委員会は、今日の社会情勢の変化に伴い多様化した福祉ニーズに向き合い、それに応えるために、地域においてどのような取り組みが必要であるかを、市民をはじめ多様な福祉関係者の参画をいただきながら、新たな時代の福祉のまちづくりを目指し、中期的な総合的計画づくりを策定することを目的とする。

(任 務)

第 3 条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定に必要な実態やニーズ把握、問題・課題の整理、分析等に関すること
- (2) 計画策定にかかる関係機関の連絡調整に関すること
- (3) 計画骨子案・素案のまとめ

資料編

(4) その他計画の策定に必要な事項に関すること

(構成)

第4条 委員会は、委員概ね18名をもって構成する。

2 委員は、市内の社会福祉関係団体、地域団体の代表者及び学識経験者とし、本会会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、必要な事項の審議、検討及び計画策定が終了したときに終わる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 この委員会に委員の互選による委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は委員会の会務を統括し、委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理する。

3 会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

(作業部会)

第7条 委員会は、その目的を達成するため作業部会を設置する。

2 作業部会は、策定委員及び本会会長が指名する行政関係、東社協、社協事務局、その他の出席者をもって組織する。

3 作業部会に関する事項については、別途定める。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び作業部会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の活動状況を適宜本会会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務担当において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(3) 八王子市地域福祉推進計画策定委員会 委員名簿

NO	氏名	区分	選出母体	備考
1	大山 博	学識経験者	法政大学	委員長
2	原田 忠雄	町会・自治会関係者	八王子市町会自治会連合会	
3	佐々木 武麿	民生委員	八王子市民生委員児童委員協議会	
4	大久保 利雄	地域高齢者団体	八王子市老人クラブ*連合会	
5	安藤 努	福祉団体等関係者 (高齢者関係)	八王子施設長会	
6	多田 靖史	福祉団体等関係者 (障がい者関係)	八王子障害者団体連絡協議会	
7	斉藤 和巳	福祉団体等関係者 (児童関係)	八王子市私立保育園協会	
8	林 一矢	福祉団体等関係者 (地域福祉)	地域包括支援センター*	
9	早川 和男	保健医療関係	八王子市保健所(八王子市健康福祉部)	
10	大山 孝	NPO*関係	特定非営利活動法人 八王子市民活動協議会	
11	和久田 清吾	教育関係	八王子市青少年対策地区委員会連絡会	
12	沖 清司	ボランティア	つくしんぼの会	
13	町田 貞修	企業関係	八王子商工会議所	
14	池田 明彦	社協関係	東京都社会福祉協議会	
15	小林 昭代	行政	八王子市健康福祉部	
16	橋本 辰夫		八王子市健康福祉部	
17	峯尾 常雄		八王子市市民活動推進部	
18	室岡 喜代二	社協理事	八王子市社会福祉協議会	副委員長

○任期 : 平成21年5月29日から平成22年3月31日まで

2. 八王子市地域福祉推進計画策定委員会 部会

(1) 策定の経緯

① 第1部会(地域福祉推進部会)

年 月 日	概 要
平成 21 年 6 月 29 日	第 1 回作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定趣意説明 ・ 部会員自己紹介 ・ 部会長・副部会長の選任 ・ 八王子市社協の概要
平成 21 年 7 月 24 日	第 2 回作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 八王子市社協に対する要望の把握方法 ・ ボランティア活動
平成 21 年 8 月 27 日	第 3 回作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉関係者等へのアンケートについて ・ 八王子市地域保健福祉計画*【行動計画】について ・ 計画における検討すべき課題及び日程について
平成 21 年 9 月 17 日	第 4 回作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での福祉活動の施策について
平成 21 年 10 月 26 日	第 5 回作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での福祉活動の施策について ・ 安全・安心なまちづくり ・ 八王子市地域福祉推進計画地域福祉推進部門体系（案）について
平成 21 年 11 月 18 日	第 6 回作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉活動の担い手について ・ 第 1 章計画の目標（案）について
平成 21 年 12 月 17 日	第 7 回作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 回八王子市地域福祉推進計画策定委員会開催報告 ・ 第 3 回職員学習会開催報告 ・ 地域福祉活動計画（素案）について
平成 22 年 1 月 12 日	第 8 回作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 八王子市地域福祉推進計画（素案）について
平成 22 年 2 月 9 日	第 9 回作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 八王子市地域福祉推進計画（素案）について

② 第2部会(社協発展・強化部会)

年 月 日	概 要
平成 21 年 6 月 30 日	第 1 回作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定趣意説明 ・ 部会員自己紹介 ・ 部会長・副部会長の選任 ・ 八王子市社協の概要 ・ 社協発展・強化計画策定の狙い
平成 21 年 7 月 23 日	第 2 回作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社協発展・強化計画策定方針
平成 21 年 8 月 28 日	第 3 回作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の構成 ・ 第 1 章 社協発展・強化にあたって ・ 第 2 章 組織改革
平成 21 年 9 月 28 日	第 4 回作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 章社協発展・強化にあたって 及び 第 2 章 組織改革についての振り返り ・ 第 3 章 人材育成
平成 21 年 10 月 27 日	第 5 回作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 章 財務基盤
平成 21 年 11 月 27 日	第 6 回作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 回八王子市地域福祉推進計画策定委員会開催報告 ・ 第 3 回職員学習会開催報告
平成 21 年 12 月 18 日	第 7 回作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社協発展・強化計画（素案）について
平成 22 年 1 月 19 日	第 8 回作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 八王子市地域福祉推進計画（素案）について
平成 22 年 2 月 8 日	第 9 回作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 八王子市地域福祉推進計画（素案）について

資料編

(2) 八王子市地域福祉推進計画策定委員会作業部会設置要綱

(作業部会の設置)

第1条 作業部会(以下「部会」という。)は、社会福祉法人八王子市社会福祉協議会(以下「本会」という。)八王子市地域福祉推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)設置要綱第7条の定めにより設置する。

(任務)

第2条 部会の任務は、委員会が任務を達成するために必要な実態ニーズ把握、問題・課題の整理、分析等に関する詳細部についての検討をする。

(部会員)

第3条 部会員は、策定委員及び本会会長が指名する行政関係、本会事務局、その他の出席者をもって組織する。

(運営)

第4条 部会に部会員の互選による部会長1名及び副部会長1名を置く。

2 部会長は部会の会務を統括し、部会長に事故あるときは副部会長がその職務を代理する。

3 会議は部会長が召集し、会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第5条 部会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(報告)

第6条 部会長は部会の活動状況を適宜委員長に報告するものとする。

(実費弁償費の支給)

第7条 会議に出席した部会員に対して、実費弁償費2,000円を支給するものとする。但し、行政職員等は除くものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営その他必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

(3) 八王子市地域福祉推進計画策定委員会 作業部会 委員名簿

八王子市地域福祉推進計画策定委員会 第1作業部会委員名簿

No	氏名	区分	選出母体	備考
1	鈴木 文芳	町会・自治会	八王子市町会・自治会連合会	
2	森 秀三	民生委員	八王子市民生委員児童委員協議会	副部会長
3	遠藤 秀男	福祉団体等関係者	八王子障害者団体連絡協議会	
4	牛尾 浩	福祉団体等関係者	八王子市私立保育園協会	
5	林 一矢	福祉団体等関係者	地域包括支援センター*	
6	内藤 啓一	保健医療関係	八王子市保健所(健康福祉部保健総務課)	
7	和久田 清吾	教育関係	八王子市青少年対策地区委員会連絡会	
8	杉田 茂雄	NPO*関係	特定非営利活動法人八王子市民活動協議会	
9	沖 清司	ボランティア	つくしんぼの会	部会長
10	水尾 友彦	地区社協	浅川地区社会福祉協議会	
11	南部 かや	行政	八王子市健康福祉部高齢者支援課	
12	古澤 昇	行政	八王子市健康福祉部障害者福祉課	
13	斉藤 博	行政	八王子市健康福祉部生活福祉課	
14	小林 成行	行政	八王子市健康福祉部健康福祉総務課	
15	林 久男	事務局	八王子市社会福祉協議会福祉総務課	
16	大島 和彦	事務局	八王子市社会福祉協議会福祉支援課	
17	倉持 英之	事務局	八王子市社会福祉協議会学童保育課	

○任期 : 平成21年6月29日から平成22年3月31日まで

資料編

八王子市地域福祉推進計画策定委員会 第2作業部会員名簿

No	氏名	区分	選出母体	備考
1	原田 忠雄	町会・自治会	八王子市町会・自治会連合会	
2	佐々木 武麿	民生委員	八王子市民生委員児童委員協議会	部会長
3	大沢 満郎	地域高齢者団体	八王子市老人クラブ*連合会	
4	安藤 努	福祉団体等関係者	八王子施設長会	副部会長
5	伊藤 俊輔	企業関係	八王子商工会議所	
6	大山 崇	行政	八王子市こども家庭部児童青少年課	
7	松岡 秀幸	行政	八王子市市民活動推進部協働推進課	
8	小林 成行	行政	八王子市健康福祉部健康福祉総務課	
9	井出 勲	事務局	八王子市社会福祉協議会福祉総務課	
10	田中 正治	事務局	八王子市社会福祉協議会福祉総務課	
11	山本 訓行	事務局	八王子市社会福祉協議会学童保育課	

○任期 : 平成21年6月29日から平成22年3月31日まで



大山委員長から関谷会長への答申の様子

3. 八王子市地域福祉推進計画策定委員会 調整会議

策定の経緯は次のとおりです。

年 月 日	概 要
平成 21 年 9 月 8 日	第 1 回八王子市地域福祉推進計画策定委員会 調整会議 ・策定委員長あいさつ ・情報交換 ・その他
平成 22 年 2 月 5 日	第 2 回八王子市地域福祉推進計画策定委員会 調整会議 ・策定委員長あいさつ ・八王子市地域福祉推進計画（素案）について ・その他



職員学習会の様子

4. 用語解説

	用語	内容
え	NPO →P75, 79	Non-profit organization の略。民間非営利組織といわれるもので、ボランティア団体、協同組合などの営利を目的としない団体を指す。平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法により設立された法人を特定非営利活動法人（NPO法人）という。
が	学童保育所 →P49, 50, 51	家庭の都合で放課後帰宅しても適切な保護が受けられない、主に小学1～3年生（障害児は4年生まで）を対象に保育を行う施設。
け	権利擁護 →P32, 42, 55, 56, 57, 62	自分の権利を主張できない人のために、援助者がその権利を擁護すること。権利擁護事業は判断能力の不十分な方に対する虐待の防止や予防、その他の権利を擁護する事業。成年後見制度に関する情報提供、成年後見人となるべき人を推薦できる団体などの紹介などを行う。
こ	子育て応援団 Bee ネット →P28	子育てに関わるボランティアを育成・支援し、地域で子育てを支える仕組み。身近な地域で子育てのお手伝いのできる人が「子育てボランティア」として登録し、地域子ども家庭支援センターが、ボランティアの受け入れを希望する子育て関係の団体や施設とのコーディネートを行う。
こ	コミュニティ →P21, 22, 25, 33, 40	住民が共同体意識を持って、生活を営む一定の地域及び近隣社会のこと。
こ	コミュニティソーシャルワーカー →P42, 53, 54, 58	地域において、支援を必要とする人々に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行う専門的知識を有するスタッフ。支援方法は、地域を基盤とする活動やサービスを調整して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係をその他の関係機関等と連携して調整を行ったりする。
こ	コミュニティビジネス →P25	市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネス的手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称。
さ	災害時ボランティア支援センター →P36	災害発生時に、被災者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティアの拠点としてコーディネートを行う。
さ	災害時要援護者 →P33	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な人々。具体的には、ひとり暮らしや寝たきりなどの高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人などが考えられる。
さ	サロン活動 →P5, 20, 21, 22, 24, 25, 30, 31	住民自らが居住する生活圏の中で、誰もが気軽に参加でき、仲間づくりの場を提供する活動。 高齢者を対象としたふれあい・いきいきサロンや子育て中の親子を対象とした子育てサロンがある。

	用語	内容
し	指定管理者制度 →P39, 49, 50	それまで地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度。
し	社会貢献型後見人 →P56, 57	成年後見制度の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見業務を担う人。東京都が独自に養成を行っているもので、法律で規定されるものではない。
し	社会福祉基礎構造改革 →P3, 39, 59	昭和26年の社会福祉事業法制定以来、大きな改正の無い「社会福祉事業」「社会福祉法人」「措置制度」などの社会福祉の共通基盤制度について、生活水準の向上や少子・高齢化の進展といった社会的な変化に対応するため抜本的な見直しを行うこと。
し	社会福祉法 →P3, 68	社会福祉事業法（昭和26年制定）を平成12年に改正・改題した法律。福祉サービス利用者の利益保護、地域福祉の推進、社会福祉事業の発展を目的とする。
し	障害者生活支援センター 「ぴあ・らいふ」 →P28	在宅で障害のある方の自立と社会参加を促進するために、福祉サービスの利用援助や社会生活力を向上させるための支援、介護相談、各情報の提供などを総合的に行う。
し	少子高齢化 →P14, 28, 32	生まれ来る子どもの数が減少し、高齢者の数が増えることで、この傾向が進行すると高齢者の介護や年金の負担に若年層の力が向けられ、国としての活力が無くなる危険性をはらんでいる。
せ	成年後見制度 →P42, 51, 56, 57, 62	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分であるために、意思決定が困難な者の判断能力を後見人などが補っていくことによって、法的に保護する制度。平成11年の民法などの改正により平成12年に施行された。
せ	セーフティネット →P21	網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。社会保障の一種。
だ	大学コンソーシアム八王子 →P28	市内の23大学等と市民・経済団体・企業・行政などが連携・協働し、産学公による共同研究、生涯学習の推進、情報の発信、学生と市民との交流、外国人留学生の支援等に取り組むことにより、高等教育の充実、地域社会の発展並びに地域の国際化の推進などを図り、大学・学生、市民・企業それぞれが、地域に大学があるメリットを感じることができる魅力ある学園都市の形成を目指す。
だ	団塊世代 →P30	一般的に第二次世界大戦直後の昭和22年～24年までのベビーブームに生まれた世代のことを指す。人口ピラミッドの中でも突出しており、人口統計上約680万人いるといわれている。平成19年（2007年）から同世代の大量退職が始まっており、労働力不足・退職金の支払いの増加・技術継承の問題などを総称して「2007年問題」と呼ばれた。また、退職後の同世代の動向も注目されており、地域活動の新たな担い手としても期待されている。

資料編

	用語	内容
ち	地域生活支援センター「あくせす」 →P28	精神障がいがある方に対し、日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動などを行なう。
ち	地域福祉権利擁護事業 →P42, 56, 57	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの権利擁護に資することを目的とした事業である。判断能力が不十分な人も自立した地域生活を営むことができるよう、生活支援員が支援計画を作成し福祉サービスの利用援助を行う。利用料は原則として利用者が負担することになっている。同事業は、民法の成年後見制度を補完する仕組みとして1999年に創設。実施主体は都道府県社会福祉協議会であるが、事業の一部を市区町村社会福祉協議会などに委託することができる。
ち	地域包括支援センター →P5, 23, 26, 27, 28, 32, 49, 57, 75, 79	地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、人口2万～3万人につき1か所を目安として設置される施設。要介護者、要支援者だけでなく、地域のすべての高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防のマネジメント(調整・管理)、高齢者とその家族に対する相談・支援、高齢者の権利擁護、ケアマネジャー(介護支援専門員)に対する支援などの事業を行う。
に	認知症 →P42	一度獲得された知能が脳の気質的な障害によって低下したり、失われること。一般的に認知症は、記憶力、思考力、判断力、見当識の障害がみられ、知覚、感情、行動の異常を伴ってみられることが多い。
の	ノーマライゼーション →P28	高齢者や障害者などを特別視するのではなく、社会の一員として、地域の中でともに生活することが当然の姿であるという考え方。
は	八王子基本構想・基本計画 (「八王子ゆめおりプラン」) →P4, 41, 53	地方自治法の規定に基づく、総合的で計画的な行政運営を行うための基本的指針で、全ての計画の基本となる計画。計画期間は、平成15年度から平成24年度までの10年間。
は	八王子市高齢者活動コーディネーターセンター(八王子センター元気) →P5, 29, 30	長年培ってきた経験や特技を持った高齢者を、それを学ぼうとする地域の人々や団体に紹介し、仲介するほか、双方の相談を受ける機関。通称、「センター元気」という。
は	八王子市地域保健福祉計画 →P4, 6, 23, 76	八王子市が平成20年3月に策定した、平成20～24年度の保健医療・福祉の総合的な計画。
は	八王子市子ども家庭支援センター →P28	子どもと家庭に関する総合相談、親子ふれあい広場、講座の開催、子ども家庭支援ネットワークの運営などの事業を行い、子どもと家庭を支援する中核的役割を担う機関。市域の広い本市では、別に「地域子ども家庭支援センター」を5か所設置し、地域における相談・支援の拠点となっている。
は	八王子市民活動支援センター →P5, 29	環境、まちづくり、子ども、社会教育、高齢者福祉、障害者福祉、国際協力、男女共同参画、人権・平和、情報化・パソコン、学術文化・スポーツ、保険・医療、科学・経済活性、職業能力・雇用機会、消費者保護、災害・安全など、あらゆる分野の市民活動を支援するための公設民営の施設。

	用語	内容
ぱ	パブリックコメント →P6	行政機関が政策の立案等を行う際に、その案を公表し広く市民に意見を求めることで、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行う。
ぼ	ボランティアセンター →P28, 51, 58, 49	八王子市社会福祉協議会内に設置されている機関で、ボランティアを希望する方を登録し、ボランティアを必要とする方とのコーディネートを行っている。
み	見守り活動 →P19	常時の支援は必要ではないが、虚弱な高齢者などについて訪問等を通して、生活異変を早期に発見する活動のこと。
み	見守りネットワーク →P5, 19, 28	高齢者見守りネットワークは、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などを地域で見守り、必要に応じて専門機関につないでいく取組みで、地域包括支援センターが拠点となって活動している。
み	民生委員・児童委員 →P23, 28, 32, 33, 40	民生委員は、民生委員法に基づき各市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年とされている。児童委員は、都道府県知事の指揮監督を受け、市町村の担当区域において児童及び妊産婦の生活及び環境の状況を適切に把握し、その保護、保健その他福祉につき援助及び指導を行うとともに児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の職務に協力する民間奉仕者。任期は3年で、児童福祉法第16条に基づき民生委員がこれに充てられる。
ゆ	有償家事援助（ういず）サービス事業 →P51	八王子市社会福祉協議会による在宅福祉サービス。高齢者、障害者、ひとり親家庭の人、産前産後、病気やけがで家事に困っている—そのような人の生活のお手伝いをする登録制の有料サービス。
ろ	老人クラブ →P11, 23, 45, 75, 80	地域の高齢者が集まり、自主的にクラブを結成し、その知識と経験を生かし、生きがいと健康づくりのためのボランティア活動、友愛活動、健康増進活動、趣味の活動などを行っている。

いきいきプラン八王子

八王子市地域福祉推進計画

平成 22 年 3 月

発行： 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町 3-24-1 八王子市役所内

電話：042-620-7338 FAX：042-623-6421

E-mail：hatiouji-shakyou@nifty.com

HP：http://homepage2.nifty.com/8-shakyo/
